

基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）
運用マニュアル

令和8年3月改訂
（平成30年3月策定）



関西広域連合
広域防災局

I	総論	
1	目的	1
2	経緯	1
3	用語の定義	1
4	0次物資拠点の機能	2
5	運営主体	2
6	災害時物資供給に係るタイムライン	4
II	災害への備え（事前準備）	
1	0次物資拠点候補の選定	5
	（1）0次物資拠点候補の選定基準	5
	（2）0次物資拠点候補の選定	5
	（3）その他の施設等との連携	6
2	構成府県の所有する「0次物資拠点」候補地	7
III	災害発生時の対応	
1	0次物資拠点の設置基準	8
2	0次物資拠点開設の流れ	8
3	体制の構築	13
	（1）0次物資拠点の開設	13
	（2）0次物資拠点の運営方法及び留意事項	16
	（3）0次物資拠点機能の移管	23
4	国の関係機関との調整	24
	（1）内閣府、国土交通省など関係省庁との調整	24
	（2）政府現地対策本部との連携体制	25
	（3）堺2区基幹的広域防災拠点との調整	25
IV	0次物資拠点の運営に係る留意点	26
V	経費負担	
1	考え方	27
2	費用請求の流れ	27
3	複数の被災府県が1つの0次物資拠点を使用した場合	27
	参考資料	
	【参考1】0次物資拠点関係機関連絡先リスト	31
	【参考2】構成府県・連携県の広域防災拠点の立地状況	32
	【参考3】各府県の協定締結状況	34
	【参考4】「0次物資拠点」候補地の概要	36
	【参考5】様式一覧	78

I 総論

1 目的

関西広域連合（以下、「広域連合」という。）では、平成 28 年 8 月に取りまとめた「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）」において、大規模広域災害時等、府県の広域物資拠点の使用不能時等に物流機能を補完するため、「基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）」（以下、「0 次物資拠点」という。）の設置を提言したところであるが、0 次物資拠点の運用マニュアルを策定し、迅速な物資供給体制の確立に資する。

2 経緯

東日本大震災や熊本地震では、県が設定していた 1 次物資拠点が被災し、使用不能となった。その結果、代替施設の確保に時間を要し、物資が滞留したため、被災者の元になかなか行き届かないという事態が生じた。

これらの経験を踏まえ、予め平時において、被災府県の 1 次物資拠点の使用不能時等に備えて機能を代替する施設の確保を図るとともに、施設の開設手順等の運用マニュアルを策定する。

3 用語の定義

用語	説明
1 次物資拠点	府県が運営する府県レベルの広域物資拠点をいい、国や全国から送付される物資を受け入れ、各市町村の 2 次物資拠点又は避難所に搬送する役割を果たす。 救援物資等の配送及び荷卸し、仕分け、登録、在庫管理、分配、積み込み等を行う。
2 次物資拠点	市町村が運営する物資拠点で、府県の 1 次物資拠点から物資を受け入れ、各避難所へ送付する拠点の役割を果たす。 救援物資の荷卸し、仕分け、登録、在庫管理、分配、積み込み等を行う。
0 次物資拠点	被災府県の 1 次物資拠点が使用不能等となった場合で、かつ、被災府県内の民間の物流拠点・物流センターなどをその代替施設として確保できない場合に、その代替施設としての役割を担うため、被災府県からの要請を受けて、広域連合が被災地外に設けるもの。
救援物資	国や自治体等から調達される物資。 なお、被災府県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達・緊急輸送する形態を「プッシュ型支援」、被災者等のニーズに応じて支援する形態を「プル型支援」という。
義援物資	法人又は個人から任意で提供される物資

4 0次物資拠点の機能

南海トラフ地震などの大規模広域災害時等において、被災府県の1次物資拠点が被災することなどにより使用不能に陥った場合、又は、被災府県の1次物資拠点が物資の滞留等により円滑な物資供給を行うことができない場合で、民間の物流拠点・物流センターなどの確保ができない場合には、被災府県からの要請を受けて、広域連合が、被災地以外に「0次物資拠点」を開設することにより、被災府県の1次物資拠点の代替施設としての役割を担う。

(1) 国のプッシュ型支援をはじめとする救援物資の受け入れ

0次物資拠点は、被災府県の意向に応じ、被災府県の1次物資拠点の代替施設として、国のプッシュ型支援の第一の搬送先としての対応を行う。

また、全国からの救援物資の受け入れ先としての役割も担う。

(2) 被災府県への搬出

被災府県の1次物資拠点の代替施設であることから、原則として被災市町村の2次物資拠点への搬送を行う。

ただし、被災市町村の2次物資拠点が被災し、拠点の機能を果たせず、かつ2次物資拠点の代替施設がない場合には、被災府県と調整のうえ、0次物資拠点から避難所への直送も検討する。

5 運営主体

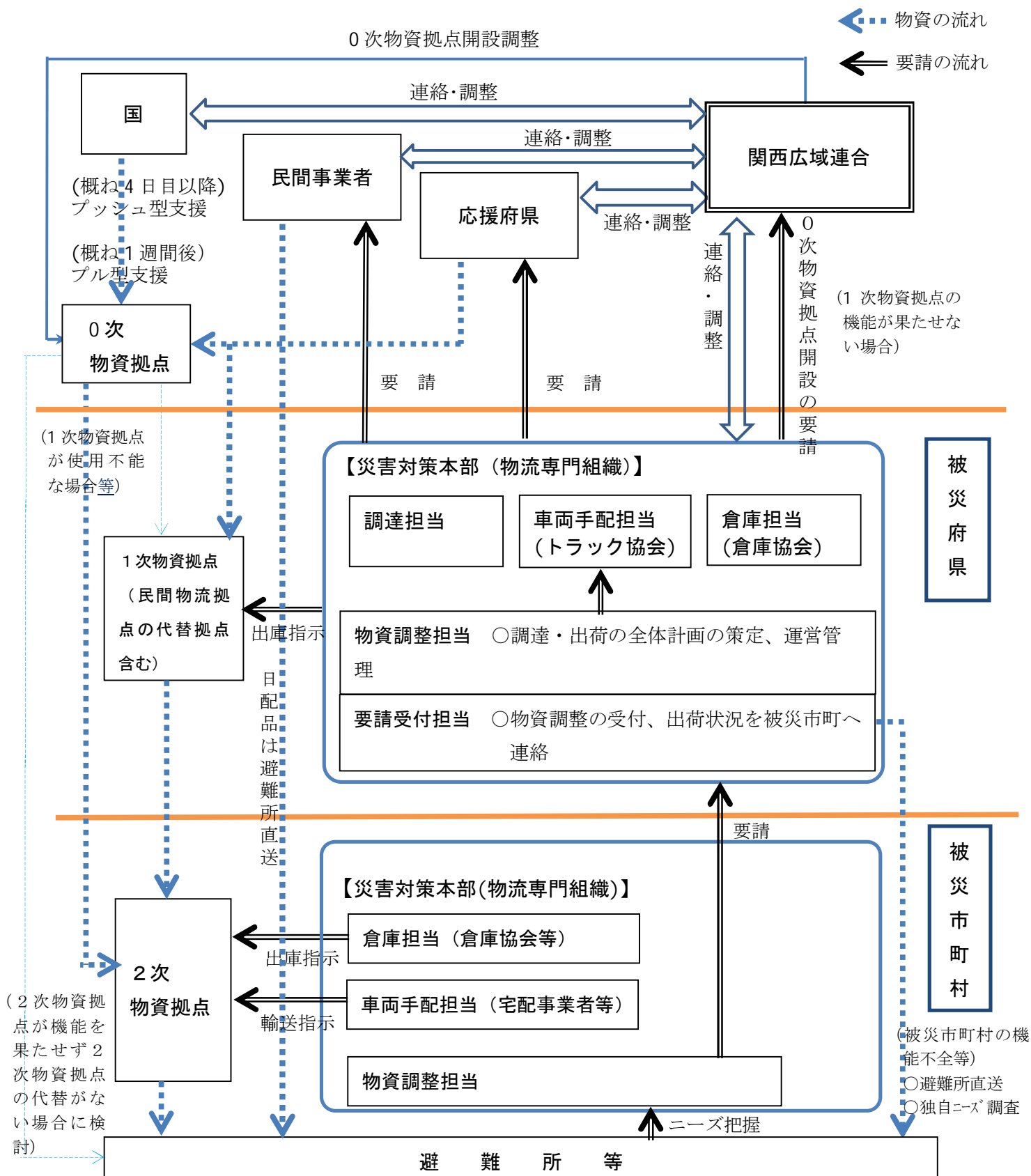
被災府県からの依頼を受けて、広域連合が0次物資拠点の開設を調整する。

0次物資拠点開設後、被災府県は運営責任者を0次物資拠点へ派遣する。

広域連合は0次物資拠点に副責任者を置いたうえで、0次物資拠点運営の総合調整を行い、応援府県市とともに0次物資拠点の運営を支援する。

【0次物資拠点及び物流専門組織等の位置付け】

0次物資拠点を開設する場合の各関係機関との関係を示したチャートは以下のとおり。



II 災害への備え（事前準備）

1 0次物資拠点候補の選定

(1) 0次物資拠点候補の選定基準

視点	基準
① 立地	ア 原則として津波浸水エリア外に立地していること
	イ 緊急輸送ルート上若しくはその近傍であること (緊急輸送ルートの近傍において拠点を選定することが困難な場合は、緊急輸送ルートまでの距離がいたずらに長くならないよう配慮)
② 構造	ア 新耐震基準に適合した施設であること (昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可)
	イ 上屋又はアーケード施設(物資の荷捌き、一時保管を行う施設)及び敷地が十分な荷捌きスペースを有すること (屋根があること又はエアテント等の代替措置による場合も可)
	ウ フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること フォークリフト走行出入口の高さが十分であること (マストの高さ以上)
	エ 12mトラック(大型)が接車できる又は建物内に入れること
③ 設備	ア フォークリフト等を容易に調達できること
	イ 非常用電源を確保できること

(2) 0次物資拠点の選定

① 広域連合を構成する府県(以下、「構成府県」という。)の所有する1次物資拠点を「0次物資拠点」として使用する場合

構成府県と協議の結果、(1)の選定基準を概ね満たす施設はP.7の「2 構成府県の所有する「0次物資拠点」候補地」のとおり選定する。

なお、その他の構成府県の1次物資拠点についても、0次物資拠点としての使用可否の調整が進んだものから順次、それぞれの施設の具体的使用方法についての検討を進める。

② 民間物流事業者の倉庫・物流拠点を「0次物資拠点」として使用する場合

ア 民間物流事業者の物流拠点・物流ターミナルでの「0次物資拠点」としての運営
大規模広域災害発生後、民間物流事業者が所有する物流拠点・物流ターミナル等において、0次物資拠点機能をカバーできる状況にある場合は、民間物流事業者のノウハウを最大限に活用するため、民間物流事業者と調整を行う。

熊本地震や能登半島地震では民間物流事業者が所有する物流拠点・物流ターミナルが極めて有効に機能したことを踏まえ、構成府県においては、関西災害時物資供給協議会の会員企業を含め、府県内の民間物流事業者との協力関係を深めるとともに、緊急時に使用する可能性がある施設について平時からリストアップしておく。

イ 上記ア以外の民間倉庫等の活用

国土交通省近畿運輸局（以下、「近畿運輸局」という。）、国土交通省神戸運輸監理部（以下、「神戸運輸監理部」という。）等による民間倉庫調査結果を参考に、広域連合管内にある民間倉庫を0次物資拠点として使用できるか、近畿運輸局および神戸運輸監理部、被災府県及び当該倉庫を所有する民間物流事業者と調整し、民間倉庫の0次物資拠点としての使用を検討する。

【令和6年能登半島地震における民間物流事業者との連携事例】

●広域物資拠点 発災後の経過

【公設公営期間】 場所：石川県産業展示館4号館、運営主体：石川県

<発災直後（1月2日～）>

- ・石川県産業展示館4号館に広域物資拠点を開設
- ・県職員直営 24 時間体制で運営（内閣府や経産省のリエゾンや法務省の協力も得て）
- ・自衛隊、県トラック協会の協力を得て被災市町への物資輸送を開始

<1/9～31>

- ・ヤマト運輸㈱が専門家の観点で、車両動線・作業レイアウト等の改善をアドバイス

【公設民営期間】 場所：石川県産業展示館4号館、民間へ運営委託

<2/1～>

- ・日本通運㈱へ拠点管理、輸送など全般の運営を委託（2/9 で自衛隊の輸送任務完了）

<3/23>

- ・国プッシュ支援終了

【民設民営期間】 場所：日本通運㈱金沢物流センター（金沢市）等、民間へ運営委託

<3/25～>

- ・産業展示館から日本通運倉庫に拠点を移転

（資料）石川県「令和6年能登半島地震物資支援について」より作成

●各物資拠点運営の民間企業への移行時期

自治体名	民間企業への移行日
石川県（産業展示館）	1月9日
輪島市	1月12日
珠洲市	1月7日
穴水町	1月23日
志賀町	1月14日
能登町	1月10日
七尾市	1月18日

（資料）

内閣府（防災担当）・令和6年能登半島地震に係る検証チーム
（第4回）「令和6年能登半島地震における物資調達・輸送の状況」（令和6年5月）

（3）その他の施設等との連携

0次物資拠点の開設にあたっては、国が整備した堺2区基幹的広域防災拠点（大阪府堺市）の被災状況や開設状況等を踏まえ、国と連携・調整を図る。

また、平成29年度に近畿運輸局が設置している「東海・東南海・南海地震の災害に強い物流協議会」の多モード物流調査事業の検討にもあるように、舞鶴港や大阪国際空港を活用した配送ルートを想定し、これらの施設とも連携を図り、物資を迅速に供給する。

2 構成府県の所有する「0次物資拠点」候補地 ※記載内容は随時更新を行う

構成府県・連携県の広域防災拠点において、0次物資拠点として活用する可能性がある施設のリストを以下に掲載する。

府県名	開設検討する 1次物資拠点	場所	施設規模	被災が懸念される震度6弱以上の災害				備考
				南海 トラフ 地震	山崎 断層 帯地震	花折 断層 帯地震	その他	
福井県	福井県産業会館	福井市下六条町 103	1号館2,046㎡ 2号館1,855㎡	○	○	○	福井地震 福井平野東縁 断層帯地震	
	サンドーム福井	越前市瓜生町 5-1-1	イベントホール 8,000㎡	○	○	○		
	敦賀市きらめき みなと館	敦賀市桜町 1-1	イベントホール 1,600㎡	○	○	○	敦賀断層地震 浦底-柳ヶ瀬山 断層帯地震	
京都府	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町 字曾根小字崩下代 110-7	1,408㎡	○	○	○	殿田-神吉- 越畑断層	施設管理者との事 前協議が必要
	山城総合運動公園	宇治市広野町 八軒屋谷 1	3,318㎡	×	○	×	宇治川断層帯地震 有馬-高槻断層帯地震	施設管理者との事 前協議が必要
	京都舞鶴港	舞鶴市字喜多 1105-1	10,000㎡	○	○	○		施設管理者との事 前協議が必要
兵庫県	三木総合防災公園	三木市志染町 御坂 1-19	陸上22,000㎡ ビーンズドーム16,000㎡	○	×	○		
	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都 3-2-9	防災拠点 約3,400㎡ その他サッカーコート・ 駐車場等 約7ha	○	×	○		
	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井字湯舟 1492-3	敷地面積52,336㎡ 建築面積1,047㎡	○	○	○		
	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田 1473-12	810㎡ (荷捌き・保管ス ペース)	×	○	○		
徳島県	東部防災館	徳島市東沖洲 1丁目8	8,794.88㎡ (延べ面積)	×	○	○		

(資料) 構成府県・連携県への照会結果より作成

※各施設の概要は【参考4】参照

Ⅲ 災害発生時の対応

大規模広域災害発生時に0次物資拠点を開設する場合の初動の流れは以下のとおりである。

1 0次物資拠点の設置基準

広域連合の管内で震度6弱以上の地震、大津波警報の発表、風水害等の発生、その他不測の事態等により大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、以下に掲げるいずれかに該当する場合で、かつ、被災府県から広域連合に0次物資拠点の開設の要請があったときに0次物資拠点を開設する。

- ① 被災府県の1次物資拠点が使用不能に陥った場合
- ② 被災府県の1次物資拠点のみでは、受け入れ容量等を超えて円滑な物資供給を行うことができない場合
- ③ 被災府県において民間物流事業者等の施設の確保ができない場合

2 0次物資拠点開設の流れ

① 0次物資拠点開設の要請

被災府県は、1次物資拠点が使用不能又は不足し、その1次物資拠点の代替等が必要となることを確認した場合、被災府県外に代替施設を確保するため、広域連合へ要請を行う。

被災府県	1) 府県内の広域防災拠点管理者、民間事業者、近畿運輸局等への確認を経て府県内で1次物資拠点の代替等が必要となることを確認 2) 被災府県外に代替施設を確保するため広域連合へ要請
------	--

② 0次物資拠点候補の使用可否の確認

広域連合は広域の被災状況等を踏まえ、被災府県への支援が可能と考えられる府県へ0次物資拠点の候補となる施設の使用可否を確認。

確認依頼を受けた府県は府県内の0次物資拠点の候補となる施設や府県内の民間物流事業者等の施設の使用可否を確認し、広域連合に連絡する。

関西広域連合	1) 被災府県への支援が可能と見込まれる府県へ0次物資拠点の候補となる施設の使用可否を確認
被災府県への支援が可能と見込まれる府県（0次物資拠点の存する府県候補）	2) 府県内の0次物資拠点の候補となる施設の使用可否を確認 3) 府県内の民間物流事業者等へ施設の使用可否を確認 4) 結果を関西広域連合に連絡

③ 0次物資拠点開設の調整／開設する0次物資拠点の決定

広域連合は、被災府県の被災状況又は被災府県との距離や交通状況等を踏まえ、0次物資拠点の存する府県と調整の上、開設する0次物資拠点を決定し、被災府県

及び当該0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に連絡する。

関西広域連合	1) 0次物資拠点の存する府県と調整 2) 開設する0次物資拠点を決定 3) 被災府県及び当該0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に連絡
--------	---

④ 0次物資拠点開設

広域連合から連絡を受けた0次物資拠点の存する府県は、0次物資拠点を開設する。また、被災府県は、国の新物資システム（B-PLo）及び広域連合の応援・受援調整支援システム等の運用に向けて、必要な準備を行う。

0次物資拠点の存する府県（※）	1) 0次物資拠点を開設 〈体制の構築〉 ・ 施設管理者と連携し施設開錠、フォークリフト等の必要な資機材調達を実施 ・ 情報通信手段の確保・健全性確認 ・ 被災状況及び交通情報等の必要情報の把握 ・ 必要に応じ0次物資拠点周辺の通行制限（警察署等と協議） ・ 0次物資拠点敷地内の動線確保
被災府県	2) 国の新物資システム（B-PLo）及び広域連合の応援・受援調整支援システム等の運用準備

※ 0次物資拠点運営責任者が0次物資拠点に到着するまでの間は、0次物資拠点の存する府県が暫定的に運用する。

⑤ 運営責任者・連絡員の派遣

被災府県は、被災府県災害対策本部と0次物資拠点との円滑な連絡体制を構築するため、0次物資拠点に運営責任者と連絡員を原則として直ちに派遣する。

被災府県	1) 0次物資拠点に派遣する運営責任者と連絡員の人選 2) 0次物資拠点に運営責任者と連絡員を直ちに派遣 3) 被災府県災害対策本部と0次物資拠点との情報伝達手段（電話・電子メール・オンライン会議システム等）を確立
------	---

⑥ 0次物資拠点開設の連絡

被災府県は、0次物資拠点が開設したことを関係機関に連絡する。

救援物資の搬入先について、0次物資拠点へ変更するよう国との調整を行う。

被災府県	1) 0次物資拠点を開設したことを関係機関に連絡 2) 救援物資の搬入先について、0次物資拠点へ変更するよう国と調整
------	---

⑦ アドバイザー等の派遣調整／府県を跨る物資輸送の協力依頼

0次物資拠点の存する府県は、自府県トラック協会、倉庫協会及び民間物流事業

者へ0次物資拠点へのアドバイザー派遣の協力を求める。また、府県を跨がる物資輸送について、自府県トラック協会等へ協力依頼を行う。

必要に応じ、広域連合にアドバイザー等の派遣調整の支援を要請し、広域連合は関西災害時物資供給協議会の会員企業へ協力要請を行う。

0次物資拠点の存する府県	1)自府県トラック協会、倉庫協会及び民間物流事業者へ0次物資拠点へのアドバイザー派遣の協力を求める 2)府県を跨がる物資輸送について、自府県トラック協会等へ協力依頼を行う 3)必要に応じ、関西広域連合にアドバイザー等の派遣調整の支援を要請
関西広域連合	4)0次物資拠点の存する府県からの要請があれば、関西災害時物資供給協議会の会員企業に対し、0次物資拠点へのアドバイザー派遣についての協力可否を打診
トラック協会、倉庫協会、民間物流事業者	5)アドバイザー派遣や物資輸送支援の可否を検討・調整し、結果を0次物資拠点の存する府県に回答

(注) 物資拠点におけるアドバイザーの役割：

入庫確認、保管・出荷指示、検品、在庫量管理、必要人員等のアドバイス

⑧運営要員の派遣調整／応援計画の連絡

広域連合は、0次物資拠点の運営要員を確保するため、被災府県、0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に派遣可能人数を確認の上、応援計画書を作成し、それぞれに連絡する。

関西広域連合	1)被災府県、0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に派遣可能人数を確認 3)応援計画書を作成し、それぞれに連絡する
被災府県	2)派遣可能人数を確認し、関西広域連合に報告 4)運営要員の派遣準備を始める
0次物資拠点の存する府県	2)派遣可能人数を確認し、関西広域連合に報告 4)応援派遣の準備を始める
応援府県市	2)派遣可能人数を確認し、関西広域連合に報告 4)応援派遣の準備を始める

⑨運営要員の派遣

⑧の連絡を受けた被災府県、0次物資拠点の存する府県及び他の応援府県市は、0次物資拠点へ運営要員を派遣する。

被災府県	1)応援計画書に基づき、0次物資拠点へ運営要員を派遣
0次物資拠点の存する府県	1)応援計画書に基づき、0次物資拠点へ運営要員を派遣
応援府県市	1)応援計画書に基づき、0次物資拠点へ運営要員を派遣

⑩救援物資の受入れ／搬送

0次物資拠点の存する府県は、民間物流事業者等の協力を得て、0次物資拠点において、国のプッシュ型支援等の救援物資の受け入れを行う。

0次物資拠点の存する府県	1)民間物流事業者等の協力を得て、0次物資拠点において国のプッシュ型支援等の救援物資を受け入れ
民間物流事業者	1) 0次物資拠点の運営を支援

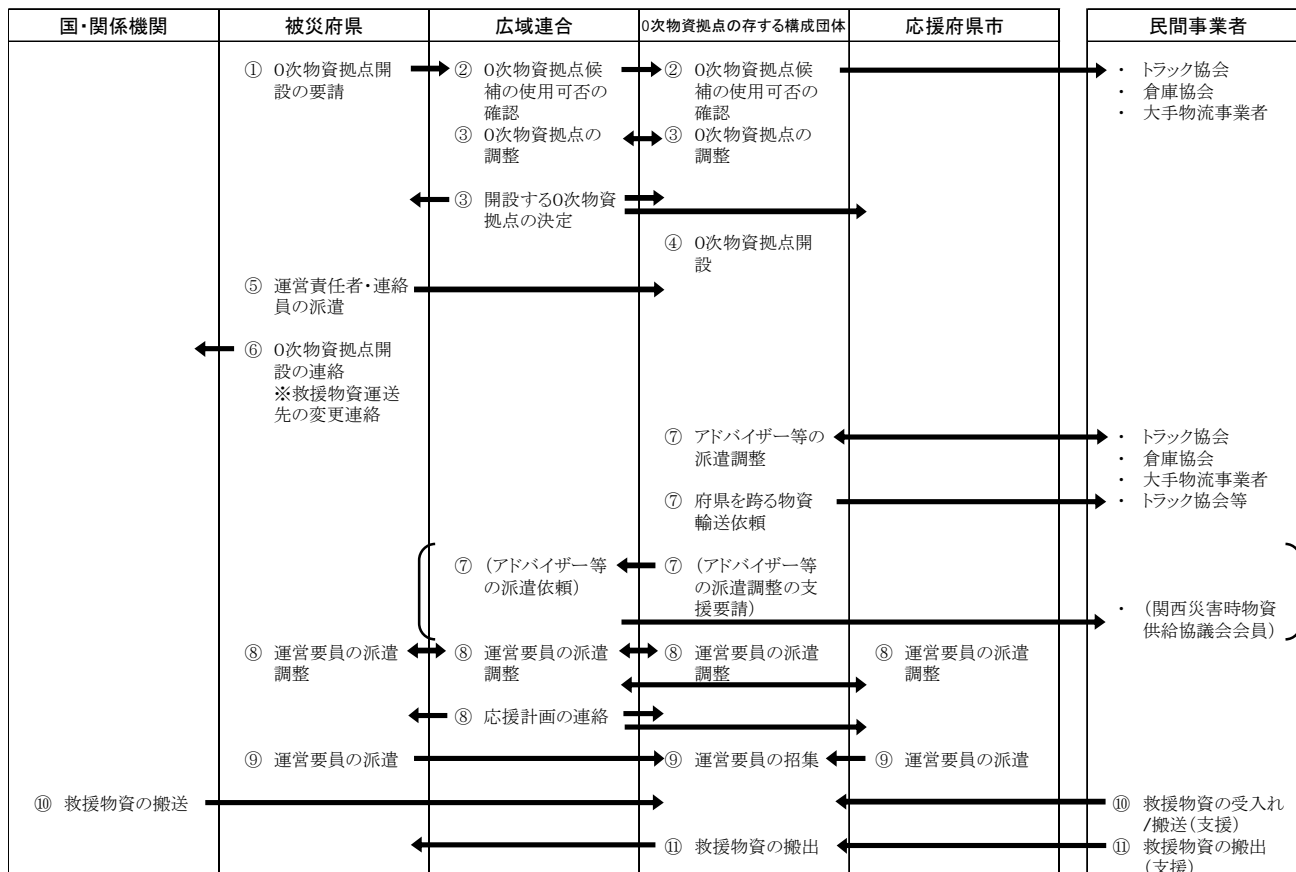
⑪救援物資の搬出

被災府県は、国の新物資システム（B-PLo）及び広域連合の応援・受援調整支援システムを活用して被災市町村のニーズの把握及び圏域内の需給の調整を行う。

また、0次物資拠点の存する府県は、民間物流事業者からの協力を得て、0次物資拠点から被災府県内の2次物資拠点又は避難所に向け、救援物資を搬出する。（ドローン調整が必要な場合は、協定締結事業者と連携する。）

被災府県	1)国の新物資システム（B-PLo）及び広域連合の応援・受援調整支援システムを活用して被災市町村のニーズの把握及び圏域内の需給の調整
0次物資拠点の存する府県	2)被災府県内の2次物資拠点又は避難所に向け、救援物資を搬出
民間物流事業者	2) 0次物資拠点の運営を支援

【オペレーション図（業務フロー図）】



【0次物資拠点開設タイムライン（例）】

発災からの時間	※	実施機関	内容
—		—	・災害発生
発災直後		被災府県	・1次物資拠点の被災状況等の確認
3時間後	①	被災府県→広域連合	・0次物資拠点の開設要請
	②	広域連合→0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点の開設調整
	③	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県市	・0次物資拠点の開設を連絡
4時間後	④	0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点の開設 ・0次物資拠点の運営にあたる職員の招集 ・フォークリフト及びフォークリフト運転手の確保 ・情報通信手段の確保（B-PLo等の運用準備） ・被災状況及び交通情報等の把握 ・0次物資拠点敷地内の動線確保
		0次物資拠点の存する府県→所管警察署	・0次物資拠点周辺の通行制限の依頼、調整
	⑤	被災府県	・0次物資拠点に運営責任者及び連絡員を派遣
	⑥	被災府県→緊急災害対策本部	・プッシュ型支援の受け入れ先を調整
	⑦	0次物資拠点の存する府県→倉庫協会、トラック協会、民間物流事業者	・0次物資拠点へのアドバイザーの派遣依頼、調整
	⑦	0次物資拠点の存する府県→トラック協会等	・0次物資拠点からの物資輸送協力依頼
	⑧	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県	・0次物資拠点運営要員の派遣調整
	5時間後	⑧	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県
	⑨	被災府県、他の応援府県市→0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点運営要員の派遣
4日目以降	⑩	緊急災害対策本部→被災府県（0次物資拠点）	・国のプッシュ型支援物資の受け入れ
	⑪		・救援物資の搬出

※P8 Ⅲ①0次物資拠点開設の要請の番号と対応

3 体制の構築

(1) 0次物資拠点の開設

① 0次物資拠点の開設手順

0次物資拠点を開設する場合、原則として、当該施設管理職員が門扉・施設の解錠を行う。休日・夜間の拠点本部設置時における門扉・施設の解錠は、当該施設管理者の指示のもと行なう。また、0次物資拠点の存する府県は、当該施設管理者と調整し、0次物資拠点の開設・運営に必要な資機材の内、当該施設管理者において提供可能な物を決定する。

0次物資拠点の開設が決定されたら、被災府県は、0次物資拠点運営責任者及び連絡員を0次物資拠点に派遣する。

なお、0次物資拠点運営責任者が0次物資拠点に到着するまでの間は、0次物資拠点の存する府県が暫定的に運用する。

② 各府県トラック協会及び倉庫協会との調整

被災府県トラック協会が自府県内物流に忙殺されることが想定されるため、応援府県及び0次物資拠点の存する府県は自府県トラック協会等と調整を行い、府県を跨がる物資輸送等についても協力を依頼する。

また、災害応援業務にあたる民間物流事業者の割り振り調整について、各府県トラック協会及び倉庫協会に依頼する。

P. 17の「(2) 0次物資拠点の運営方法及び留意事項」の「① 0次物資拠点運営体制」に記載する「運営パターン1」においては、行政職員を中心に0次物資拠点の運営を行うことになるが、車両手配や倉庫管理等については、専門知識を要することから、各府県トラック協会、倉庫協会及び民間物流事業者へアドバイザー派遣の働きかけを行い、協力を求める。

③ フォークリフト等の確保

0次物資拠点からの物資は、多くがパレットに積み付けされた状態で搬出されるため、0次物資拠点の運営において、フォークリフトの使用は必要不可欠であることから、平時から0次物資拠点に備え付けられているフォークリフトに加え、災害時に施設以外からフォークリフトやパレット等の機材を調達できるよう、平素から民間事業者との連携・協力等により調達手段を確保する。

また、0次物資拠点の既存倉庫だけでは対応しきれない場合は、民間事業者等の協力を得て、エアテント等大型テントの確保を進めることとし、大型テントの調達について、平時から民間事業者と協定を締結するなど迅速な調達体制の確立を図る。

【参考】0次物資拠点開設・運営に必要な資機材チェックリスト

資機材区分	品目
職員基本装備	<input type="checkbox"/> ヘルメット、軍手、安全靴
拠点共通資機材	<input type="checkbox"/> 電源(非常用発電機、充電器、モバイルバッテリー等) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> コードリール、延長コード <input type="checkbox"/> 拠点内通信手段(トランシーバー等)
受付	<input type="checkbox"/> テント、テントウェイト <input type="checkbox"/> 机、椅子 <input type="checkbox"/> 記録用の筆記具、メモ用紙、カメラ <input type="checkbox"/> 受付看板 <input type="checkbox"/> 拡声器
搬入・搬出車両誘導、動線	<input type="checkbox"/> 誘導棒 <input type="checkbox"/> 蛍光ベスト <input type="checkbox"/> 誘導看板(矢印、通行禁止など) <input type="checkbox"/> 敷鉄板、ブラ敷:車両動線上に養生が必要な箇所(側溝蓋部、土部でのわだち防止等)
倉庫関連資機材	<input type="checkbox"/> フォークリフト(オペレーター含む)、動力確保(ガソリン、軽油、電気) <input type="checkbox"/> ロールボックスパレット(かご台車) <input type="checkbox"/> ハンドリフト <input type="checkbox"/> パレット <input type="checkbox"/> ラッピングフィルム <input type="checkbox"/> アルミローラー <input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> コーン・コーンパー、コーンウェイト(走行範囲等のゾーニングの明示のため) <input type="checkbox"/> スズランテープ、トラテープ(動線・ゾーニング、進入禁止等) <input type="checkbox"/> 物資名目の看板 <input type="checkbox"/> 養生シート・養生テープ、チョーク(ゾーニング・動線の簡易明示) <input type="checkbox"/> 大型扇風機(排ガス対策) <input type="checkbox"/> 投光器(夜間対応時) <input type="checkbox"/> 車両タイヤ歯止め(待機車両安全用)
情報収集・伝達に関する資機材	<input type="checkbox"/> PC、スマホ等のインターネットにアクセスできるデバイス、wifi、増幅器 <input type="checkbox"/> 拠点外通信手段(電話、FAX、メール)、FAX関連消耗品(トナー・用紙) <input type="checkbox"/> 入出庫状況を確認可能な監視カメラ等 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 広域道路地図、拠点周辺・敷地地図(輸送ルート検討のための情報収集・整理) <input type="checkbox"/> 拠点施設平面図(図上レイアウト検討用) <input type="checkbox"/> 被災状況の把握できる情報源、ホームページ情報(アクセス方法等) <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路等の通行可否に関する情報源、ホームページ情報(アクセス方法等) <input type="checkbox"/> 電力会社等の停電情報源、ホームページ情報(アクセス方法等) <input type="checkbox"/> 営業しているガソリンスタンド等の情報源、ホームページ等(アクセス方法等)
情報出力、整理に関する資機材	<input type="checkbox"/> 物資調達・輸送調整等支援システム(内閣府) アクセスID・pass 操作マニュアル等 <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> ホワイトボード、ホワイトボード用筆記具 <input type="checkbox"/> 掲示備品(マグネット、テープ等) <input type="checkbox"/> 拠点本部で活用する物資関連様式印刷物(在庫管理表等) <input type="checkbox"/> 人員役割(人数目安)・タイムシフト表(休憩込み)
拠点職員支援備品	<input type="checkbox"/> 飲食料、携帯トイレ等、温度管理可能なテント(仮眠) <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 付箋(地図に貼り付けて書き込み) <input type="checkbox"/> コピー用紙(白紙A3) <input type="checkbox"/> ガムテープ、養生テープ
その他(人員・スキル、場所等)	<input type="checkbox"/> 被災府県から派遣予定者の名簿情報 <input type="checkbox"/> 物流事業者、リース会社等拠点運営重機・資機材の調達先リスト <input type="checkbox"/> 協定締結先など有資格者派遣依頼リスト(フォークリフトオペレーター等) <input type="checkbox"/> トラック協会会員等の輸送事業者連絡先リスト <input type="checkbox"/> 警備員⇒警備会社等への応援要請先リスト(協定締結先等) <input type="checkbox"/> 倉庫協会会員等の一時保管協力先リスト

(資料) 令和6年度関西広域応援訓練実施支援業務 評価・検証報告書(令和7年3月)

④ 情報通信手段

0次物資拠点においては、電話・電子メールによる連絡や、オンライン会議の活用により情報伝達を行う。

被災により電話回線等が不通又はつながりにくい状況の場合には、衛星携帯電話を活用することとし、0次物資拠点の存する府県が衛星携帯電話の調達を行うものとする。

設置されている電話回線等だけでは不足する場合には、0次物資拠点の存する府県において、必要数の通信、モバイル環境（臨時電話回線の敷設・設置、インターネットWi-Fi環境等）を確保する。

また、国の新物資システム（B-PLo）及び広域連合の応援・受援調整支援システムを活用できるよう、0次物資拠点の存する府県は、これらのシステムを利用できる環境を整備する。

0次物資拠点の情報処理を行うために必要なパソコン及びプリンター、ポケットWi-Fi等は、0次物資拠点の存する府県が被災府県の運営要員が来るまでの間、備品の確保に努めるとともに、その備品管理を行う。

⑤ 電源の確保

0次物資拠点の選定については、予め非常用電源が確保されている施設であることが望ましい。しかし、施設により非常用電源が確保されていない場合もあることから、必要最低限の機器（通信機器、パソコン、照明等）を動かすことができるよう、協定事業者等と連携して代替電源（ポータブル電源・発電機）を確保する。

また、電源が十分に確保されない環境下では、電気を使わない荷役機器（エンジン式フォークリフト、ハンドリフター、ローラー等）の活用を図る。

⑥ 被災状況及び交通情報等の必要情報の把握

0次物資拠点周辺の被災状況や交通情報等については、実走による把握・道路管理者への確認等により、最寄りの高速道路IC等主要アクセスポイントや主要アクセスポイントから主な関係機関までの輸送経路については、0次物資拠点を所管する構成団体の災害対策（支援）本部又は道路管理者に確認（HPの閲覧又は電話等）し、輸送経路を把握する。

⑦ 0次物資拠点周辺の通行制限

0次物資拠点周辺のアクセス道路の通行を円滑にするため、0次物資拠点の存する府県は、必要に応じて0次物資拠点所管の警察署等と協議を行い、当該道路の通行制限を依頼する。

特に、0次物資拠点開設直後は、各地から大量の物資が搬入されることが想定されるため、搬入待ちトラックの渋滞が0次物資拠点アクセス道路に伸びることがないように、総務班（P.13以降に班体制を記載）は交通整理等に留意する。

⑧ 0次物資拠点敷地内の動線確保

配送業者等の活動の動線を確保するため、通行障害となる拠点内のバリカー等を撤去するとともに、必要に応じて拠点内の道路・園路を一方通行にするなどして、拠点内移動を円滑にできるよう調整するとともに、搬入・搬出トラックの交通整理等を行う。

(2) 0次物資拠点の運営方法及び留意事項

① 0次物資拠点運営体制

各0次物資拠点の運営については、以下の3つの運営パターンを想定し、個別の物流企業と予め協定を締結するなどして、0次物資拠点開設時の委託運営体制の早期確立に向けて平時から整備を進める。

【参考】民間物流事業者における協力可否の判断材料

- ・ 支援内容
 - ・ 活動を行う場所・施設
 - ・ 支援の規模（拠点の面積、車両台数等）
 - ・ 支援の期間
 - ・ 現地の情報（移動手段、道路事情、食糧事情、衛生環境 等）
 - ・ 作業員の宿泊場所・宿泊規模
 - ・ 労働条件（稼働時間等、休日設定）
- 等

（資料）令和6年度訓練参加者アンケート結果等から作成

区分	運営体制	0次物資拠点設置場所
パターン1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後で、民間物流事業者が運営にすぐには入れないことを想定し、行政職員中心で運営 ・ 民間物流事業者からアドバイザー等の派遣を受けた上で、助言を受けて運営 	被災府県外の1次物資拠点
パターン2	0次物資拠点の運営のうち、物資搬入、仕分け、搬出など大部分の業務を民間物流事業者に委託して運営	
パターン3	民間物流事業者の物流拠点・物流センター等において「0次物資拠点」の機能をすべて実施 ※ 想定イメージ: 熊本地震の日通鳥栖流通センター	被災府県を含む民間の物流拠点・物流センター

発災直後はパターン1により運営を行い、その後の状況によりパターン2からパターン3へと運営体制を移行する。

また、これと並行して、民間物流事業者のノウハウを最大限発揮できるパターン3についても、被災状況及び個別の物流企業の状況により運営が可能と判断される場合には、速やかに運営体制の構築を進める。

【熊本地震における事例】

熊本地震では、熊本県、熊本市、益城町の各拠点を民間物流事業者に委託して運営を行った。関西でも、有事において物流業務を行う民間物流事業者に物資拠点の運営及び物資輸送業務等を委託できるよう、平素から協定条件等の調整を図る必要がある。

また、物資拠点の運営の中では、フォークリフト運転手の不在により、物資の積み下ろし等に支障を来した事例もあることから、広域連合構成府県市職員にフォークリフトの運転技能講習の受講を促進し、必要な人材育成を進める。

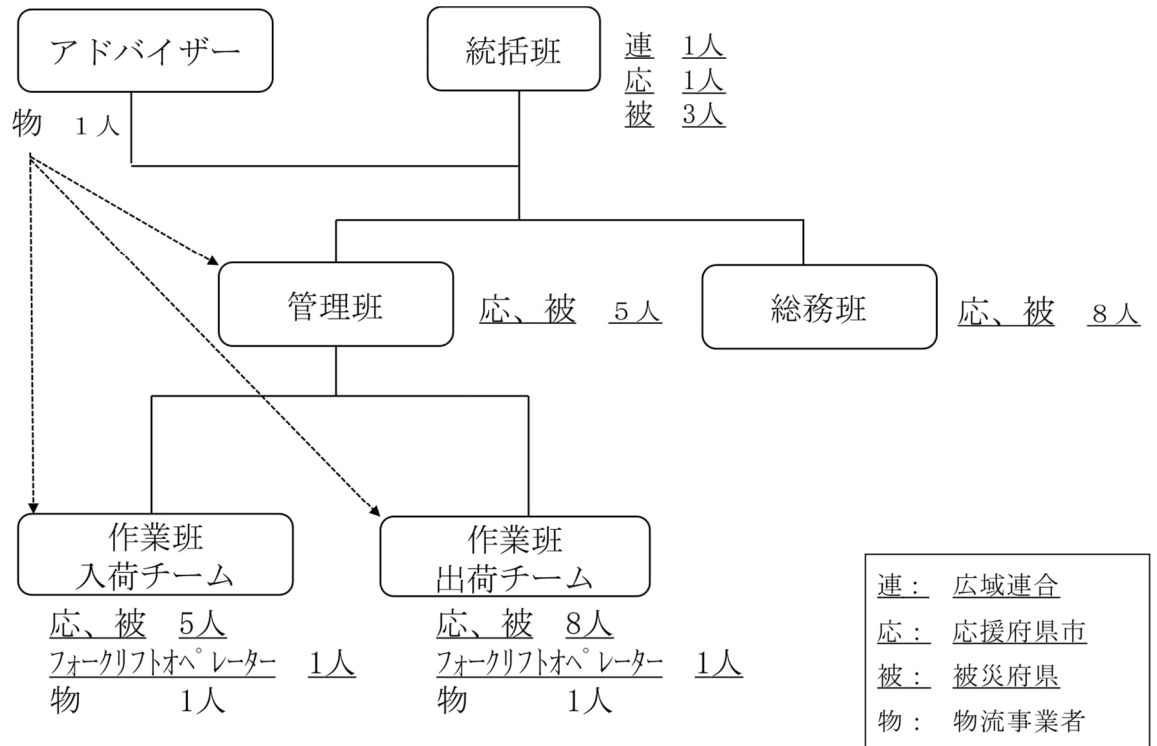
(パターン1) 行政職員を中心に0次物資拠点の運営を行う場合

- ・発災直後で、民間物流事業者が運営にすぐには入れないときの運営期間。
- ・民間物流事業者からアドバイザー等の派遣を受け、行政職員が中心となり運営を行う。
- ・被災府県は、原則として、ただちに責任者、責任者補佐（連絡員）及び職員等を0次物資拠点へ派遣する。総務班、管理班、作業班に被災府県から派遣する職員は、各班のリーダー的な役割を中心に担う（班体制は以下に記載）。
- ・広域連合は副責任者を派遣し、0次物資拠点運営に係る総合調整を行う。
- ・複数の府県が被災した場合は、原則として、先に0次物資拠点の使用を決定した被災府県職員が運営責任者となり、それ以降に使用を決めた被災府県職員の派遣者を副責任者とする。

班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1 (1) ※1	0次物資拠点の運営責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・被災府県の派遣者 【暫定期間】 ・施設管理責任者 (0次物資拠点の存する府県職員)
副責任者	1	副責任者として0次物資拠点運営に係る総合調整	・広域連合職員
	1	拠点施設を熟知した施設管理者が施設運用をサポート	・施設管理責任者
責任者補佐 (連絡員)	※2	(被災府県が複数の場合)	
	2	被災府県災害対策本部との連絡調整	・被災府県の派遣者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
総務班	8 (5)	0次物資拠点を運営するために必要な兵站部分の調整 ① 0次物資拠点施設の管理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員
管理班	5 (5) アドバイザー1	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の調整・受付(受領印の押印等) ・拠点内の情報の一元管理 ・被災府県災害対策本部との入出庫等連絡調整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 ・0次物資拠点の存する府県トラック協会又は民間物流事業者からアドバイザー等を派遣 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員
作業班 (入荷チーム)	5 (3) フォークリフトオペレーター1 アドバイザー1 ※出荷管理兼務	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫業務の把握 ・入庫に伴う作業(荷下ろし・検品・保管等) ・管理班との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員
作業班 (出荷チーム)	8 (4) フォークリフトオペレーター1 アドバイザー1 ※入荷管理兼務	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷業務の把握 ・出荷に伴う作業(荷捌き・積み込み等) ・管理班との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員

- ※1 () は、発災直後に被災府県から0次物資拠点へ職員を派遣している間の、暫定期間における配置を示す。
- ※2 被災府県が複数の場合は、責任者を担う被災府県以外の被災府県も副責任者を1名、責任者補佐（連絡員）を2名派遣する。

【パターン1 体制図】



【参考】令和6年能登半島地震における石川県の体制

- 石川県は30人態勢で1つの拠点を運営しており、内15人で入出荷の作業に当たっていた。（このため、パターン1の体制図の作業班の行政職員に当たる人数の合計を15人と設定）
- 石川県では行政職員以外にも民間物流事業者や自衛隊の協力が得られた。
- 支援内容・規模

【民間物流事業者】

拠点の車両同線・作業レイアウト等の改善アドバイス

【自衛隊】

物資の荷降・積込、フォークリフト操作、2次物資拠点への輸送等の拠点運営（1日当たり10名程度）

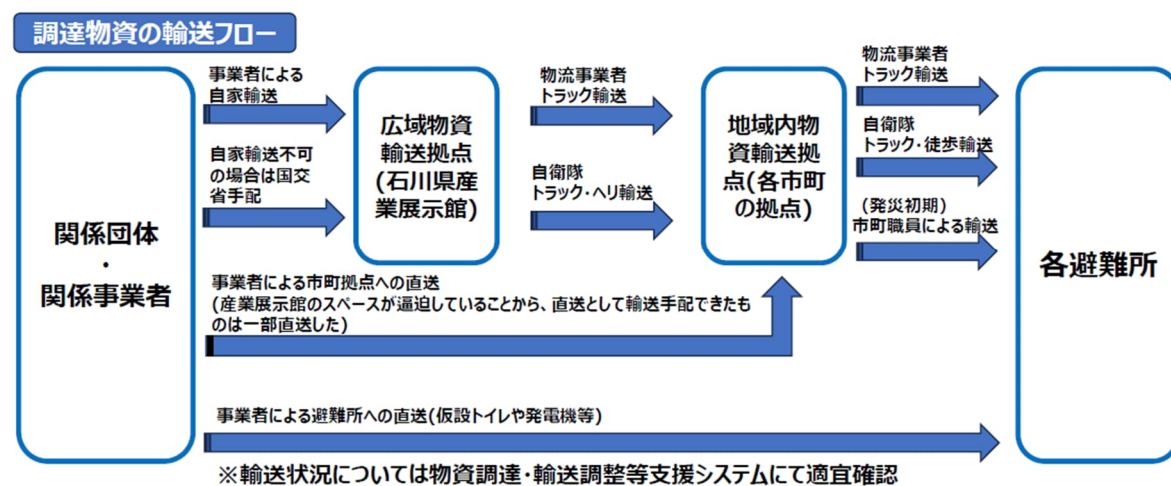
※石川県危機対策課聞き取り

【参考】令和6年能登半島地震における避難所までの物資輸送の全体像（国・県・市町の役割分担など）

- 陸海空のあらゆる手段を使用して被災地へ迅速な輸送を行った。
- 初動では道路が寸断されていたり、渋滞が発生したことにより、被災地への到着に時間を要

したが、1月7日から交通規制が行われるとともに、被災地域に向かう一般車両の利用自粛に係る広報啓発が行われた。

- 孤立集落や悪路による渋滞を避けるため、ヘリによる輸送も行われたが、トラックに比べて一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。
- 発災当初は物資拠点から各避難所への輸送を市町の職員が自ら輸送した場合もあった。このほか、民間物流事業者や、瓦礫などにより孤立した避難所等市町には自衛隊により輸送が行われた。
- 運ばれてくる物資がパレット積みでないものがあり、人力による荷下ろしで混乱が生じた。また、貸しパレットの行先の特定に非常に労力を費した。荷揚げ・荷下ろしに当たっては、物流業者への業務委託が整うまでは、フォークリフトがない、操作できる人員がないなどの課題が見られた。



(資料) 内閣府(防災担当)・令和6年能登半島地震に係る検証チーム(第4回)

「令和6年能登半島地震における物資調達・輸送の状況」(令和6年5月)

(パターン2) 民間物流事業者が0次物資拠点の運営を行う場合

- ・民間物流事業者による0次物資拠点の運営が可能となつてからの期間。

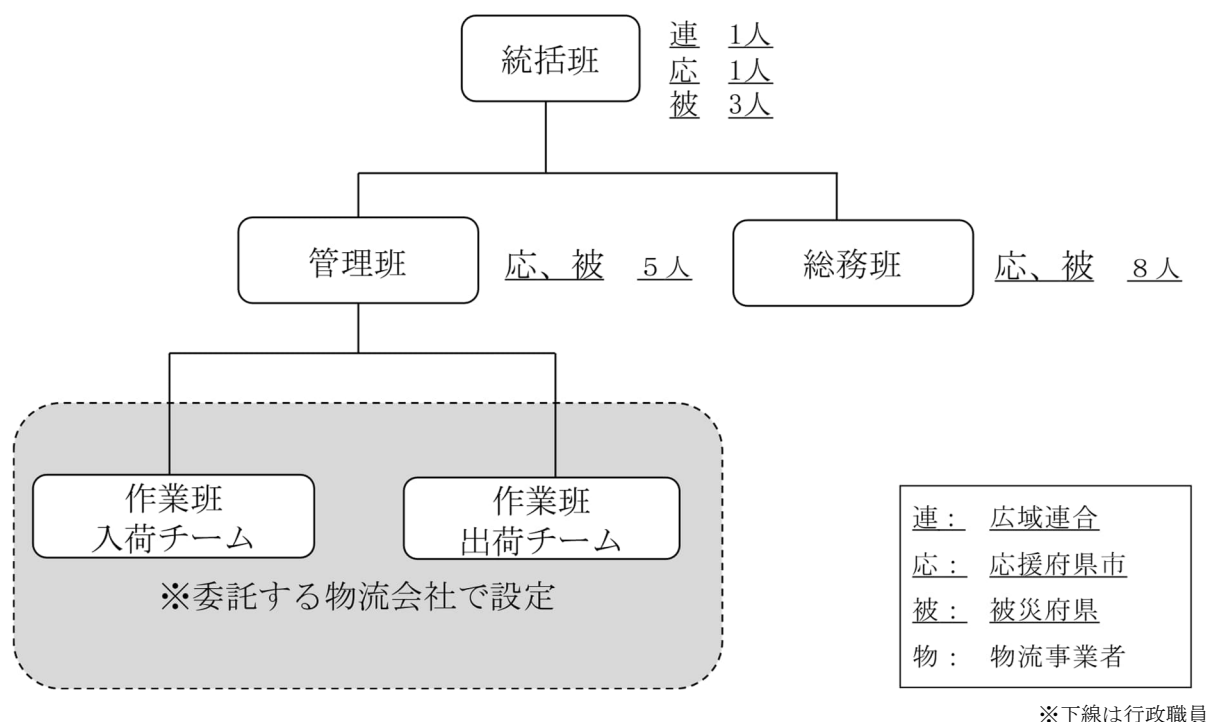
班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1 (1) ※1	0次物資拠点の運営責任者	・被災府県の派遣者 【暫定期間】 ・施設管理責任者 (0次物資拠点の存する府県職員)
副責任者	1	副責任者として0次物資拠点運営に係る総合調整	・広域連合職員
	1	拠点施設を熟知した施設管理者が施設運用をサポート	・施設管理責任者
	※2	(被災府県が複数の場合)	

班・チーム	標準定員	業務	備考
責任者補佐 (連絡員)	2	被災府県災害対策本部 との連絡調整	・被災府県の派遣者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
総務班	8	0次物資拠点を運営する ために必要な兵站部分 の調整 ① 0次物資拠点施設の管 理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保 等	・0次物資拠点の存する 府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する 府県職員
管理班	5	・車両等の調整・受付（ 受領印の押印等） ・拠点内の情報の一元管 理 ・被災府県災害対策本部 との入出庫等連絡調 整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整	・0次物資拠点の存する 府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する 府県職員
作業班 (入荷チーム)	委託する民間物 流事業者で設定	・入庫業務の把握 ・入庫に伴う作業（荷下 ろし・検品・保管等） ・管理班との連絡調整	委託する民間物流事業者 職員
作業班 (出荷チーム)		・出荷業務の把握 ・出荷に伴う作業（荷捌 き・積み込み等） ・管理班との連絡調整	

※1 () は、発災直後に被災府県から0次物資拠点へ職員を派遣している間の、暫定期間における配置を示す。

※2 被災府県が複数の場合は、責任者を担う被災府県以外の被災府県も副責任者を1名、責任者補佐（連絡員）を2名派遣する。

【パターン2 体制図】



(パターン3) 民間物流事業者の物流拠点・物流センター等において全て対応可能な場合

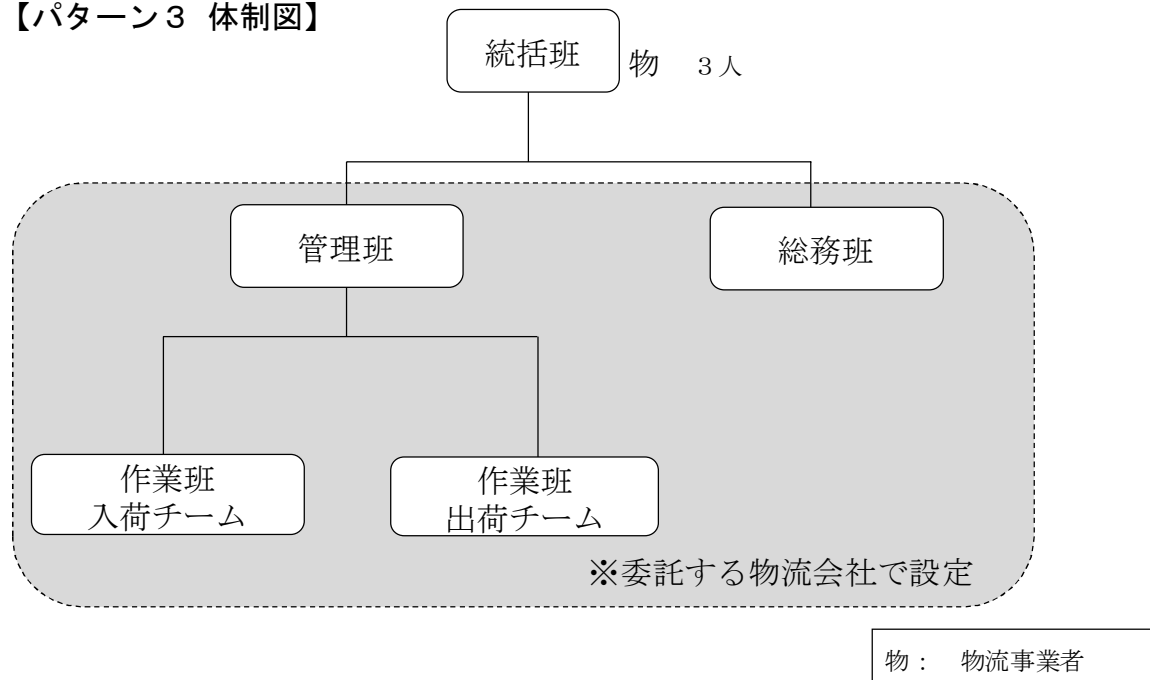
・被災府県の災害対策本部との連携を図りつつ、民間物流事業者が主体となって運営。

※ 想定イメージ 熊本地震における日通鳥栖流通センター

班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1	0次物資拠点の運営責任者	民間物流拠点・物流センター等の責任者
責任者補佐 (連絡員)	2	被災府県災害対策本部との連絡調整	委託する民間物流事業者職員
総務班	委託する民間物流事業者で設定	0次物資拠点を運営するために必要な兵站部分の調整 ① 0次物資拠点施設の管理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保等	
管理班		・車両等の調整・受付(受領印の押印等) ・拠点内の情報の一元管理 ・被災府県災害対策本部との入出庫等連絡調整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整	

班・チーム	標準定員	業務	備考
作業班(入荷チーム)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入庫業務の把握 ・ 入庫に伴う作業（荷下ろし・検品・保管等）、管理班との連絡調整 	
作業班(出荷チーム)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷業務の把握、出荷に伴う作業（荷捌き・積み込み等） ・ 管理班との連絡調整 	

【パターン3 体制図】



② 0次物資拠点運営要員の確保

0次物資拠点の運営要員は、開設時に、広域連合が被災府県、0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に派遣可能人数を確認のうえ、応援計画書を作成し、交代要員も含めた派遣割り当てを行う。

0次物資拠点開設後に運営要員の不足が生じた場合、総務班は直ちに運営要員派遣の調整を広域連合へ依頼する。

③ 0次物資拠点における物資調整情報の入手

0次物資拠点では、被災府県災害対策本部で調整された物資の搬出入が中心となるため、管理班が事前に物資の数量・トラックの台数等の情報を入手し、受け入れ等に備える。

救援物資の受け入れ調整は被災府県が中心となることから、ID及びパスワードを共有し、国によるプッシュ型支援及びプル型支援の受け入れに関する情報の入手について、国の新物資システム（B-PLo）を活用する。

また、広域連合の構成団体間の物資調整状況は、広域連合応援・受援調整支援システム等を活用し、スムーズに状況把握できるよう留意する。

④ 0次物資拠点の運営時間

発災直後から約7日までの間は、物資拠点の立ち上げ、プッシュ型支援の受け入れ、

被災地への物資搬送など業務が集中することが想定されることから、0次物資拠点の運営時間は24時間運営を行い、職員の2交代制で対応する。勤務体制については、職員の参集状況等を鑑み、必要に応じて3交代制とする。

その後、0次物資拠点の運営が軌道に乗り、業務が落ち着いてくると見込まれる8日以降は、6:00~18:00までの運営時間とし、それ以外の時間は、警備員を配置し、施設管理を行う。

⑤ 0次物資拠点内の物資配置

物資配置については、支援形態やフェーズにより変化することが想定されるため、その時々々の支援形態等に合わせたレイアウトとなるよう留意するとともに、民間物流事業者から派遣されたアドバイザー等の助言を受けながら、柔軟に対応する。

また、物資の保管場所を一見して把握できるよう、看板を設置する等、物資配置の見える化を推進する。

⑥ 0次物資拠点内の搬出・搬入予定ルート

施設内にトラックを乗り入れる際は、敷鉄板やコンパネで養生を行う等、0次物資拠点として利用した後できるだけ早期に、元の施設としての利用を再開できるよう努める。

⑦ 義援物資の取り扱い

義援物資については、混載等により、仕分けオペレーションが煩雑になるなどの可能性が高いことから、原則として0次物資拠点では取り扱わないこととし、その旨広報を行う。ただし、被災府県が受け入れ意向を示し、広域連合に受け入れ依頼を行う場合には、別途協議の上受け入れを行うこととし、この場合、義援物資とそれ以外の物資は別の場所で管理するなど区分を明確にする。また、混載の禁止、内容の表示、受け入れ先の指定がある場合はそれを厳守するなどの送り手側が守るべきルールについても、周知・徹底を図る。

(参考) 東北地方における災害に強い物流システム構築に関する協議会

「3つの送り手側のルール」

- 個人支援物資は、被災自治体には直接送らず、被災地外の自治体、NPO、企業（支援物資集約団体）が募集し、集約して送付する。
- 支援物資集約団体は、被災自治体に提供可能な物資の内容と量及びその時期を連絡し、被災自治体から要望のあった物資のみを送付する。
- 支援物資集約団体は、支援物資を混載せず、1箱に同一の品目で仕分け及び梱包し、箱の内容及び量が分かるように明細表を貼付して送付する。

(3) 0次物資拠点機能の移管

0次物資拠点は被災府県の1次物資拠点の代替施設としての役割を担うこととしているが、1次物資拠点の性質を鑑み、可能な限り早期に被災地近傍に拠点を確保し、0次物資拠点機能を移管するよう努める。

4 国の関係機関との調整

(1) 内閣府、国土交通省など関係省庁との調整

国によるプッシュ型支援の受け入れ調整にあたっては、被災府県を通じて、関係機関と調整を図る。

省 庁	調整内容
緊急災害対策本部	・被災府県を窓口として、関係省庁（農林水産省、経済産業省、厚生労働省、消防庁、国土交通省）と調整
国土交通省 近畿運輸局	・民間倉庫等の利用調整 ・海上輸送拠点（堺2区基幹的広域防災拠点）の利用調整
国土交通省 近畿地方整備局	・海上輸送拠点（堺2区基幹的広域防災拠点）の管理

なお、プル型支援に移行してからも、被災府県は、物資のニーズを迅速に取りまとめ、国を通じて調達する物資について、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、緊急災害対策本部と連携を図りながら物資の受け入れを行う。

特に、0次物資拠点での物資受け入れについて、被災府県は国との調整を行い、円滑な受け入れ、搬送ができるよう留意する。

【参考】プッシュ型支援物資関係省庁

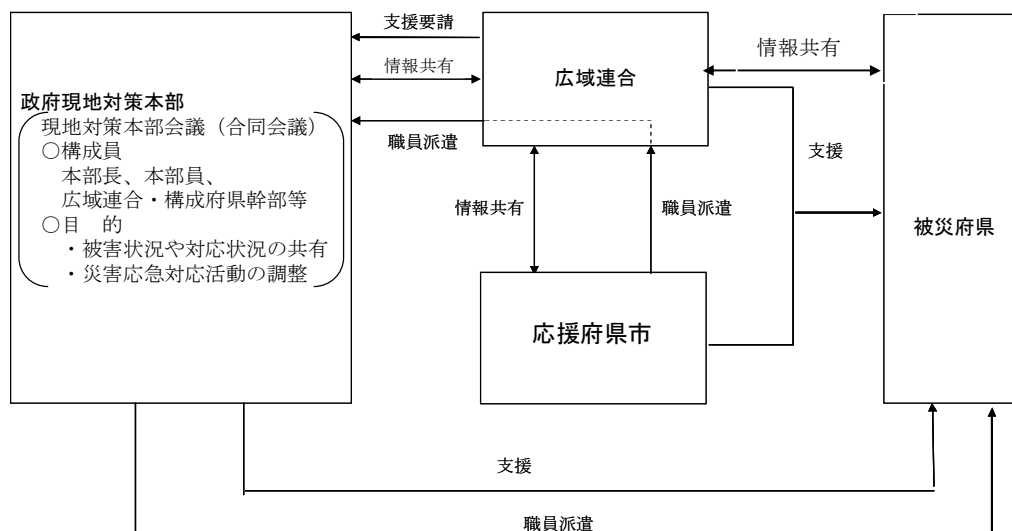
品目	物資関係省庁	調達先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調製粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
第5章 物資調達に係る計画 より関係部分を抜粋

(2) 政府現地対策本部との連携体制

災害等により政府現地対策本部が設置された場合は、政府現地対策本部へ広域連合及び応援府県市から職員を派遣し、情報収集・情報共有等を行う。

〈政府現地対策本部との連携体制イメージ〉



(3) 堺2区基幹的広域防災拠点との調整

国においては、大規模災害発生時に救援物資の中継基地や被災地支援隊のベースキャンプ、あるいはヘリによる災害医療支援の拠点として活用するため、堺泉北港に堺2区基幹的広域防災拠点を整備している（H24.4 供用開始）。

広域連合は、大規模広域災害時の国のプッシュ型支援の受け入れについて、0次物資拠点・堺2区基幹的広域防災拠点と連携を図りながら、被災者に円滑かつ迅速に救援物資が届くよう、国の関係機関と調整を行う。

IV 0次物資拠点の運営に係る留意点

- チルド輸送が必要な物資は、物流事業者のチルド倉庫が使用できる場合のみ取り扱うこととする。
- 0次物資拠点における義援物資の受付や救援物資の直接配布は、0次物資拠点の運営を阻害することになりかねないため、対応しないこととし、0次物資拠点の場所等はなるべく明らかにしないよう、報道対応等の際は十分留意する。
- 災害時に円滑な対応を行うためには、平時から防災訓練等による対応力の向上が不可欠であることから、広域応援訓練等を繰り返し実施する。
- 国・構成団体・民間事業者等、0次物資拠点運営における関係者との「顔の見える関係」を築くことが重要であることから、関西災害時物資供給協議会等を活用してゆるやかな連携関係を構築する。

V 経費負担

1 考え方

原則として、0次物資拠点の設置を要請した被災府県が、0次物資拠点の開設に要した経費を負担する。0次物資拠点を設置するため、民間物流事業者（トラック協会、倉庫協会及び物流事業者等）の協力を得た場合の経費も、被災府県が負担する0次物資拠点の開設に要した経費に含むものとする。

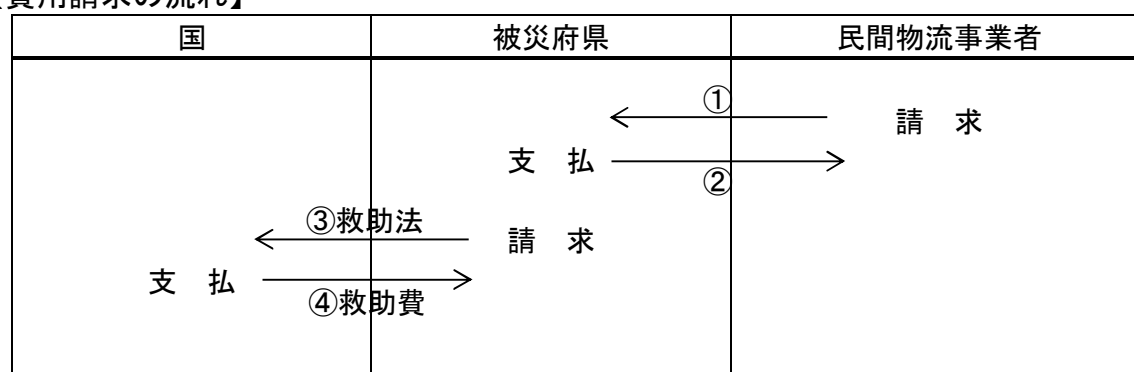
また、陸上競技場等を0次物資拠点として使用した後、元の施設として使用を再開するにあたり、0次物資拠点として使用したことにより原状復旧の経費が発生する場合や、営業休止補償等0次物資拠点の運営に起因する費用等は、被災府県が負担するものとする。

2 費用請求の流れ

費用請求の流れについては、民間物流事業者が直接被災府県へ費用請求を行い、被災府県から支払いを行う。0次物資拠点の存する府県が、0次物資拠点の運営のために民間物流事業者への協力要請を行った場合であっても、同様に取り扱う。

なお、0次物資拠点の運営に関する経費が、災害救助法の救助費と認められるときは、被災府県は、国に災害救助法の手続きを行う。

【費用請求の流れ】



※ やむを得ず、応援府県が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、その額を被災府県に請求する。

3 複数の被災府県が1つの0次物資拠点を使用した場合

なお、0次物資拠点を複数の被災府県の広域物資拠点として使用した場合は、使用物量割合に応じて協議の上、それぞれの被災府県が0次物資拠点を運営した府県に対して経費を負担する。

〈〇次拠点運営に係る参考文献〉

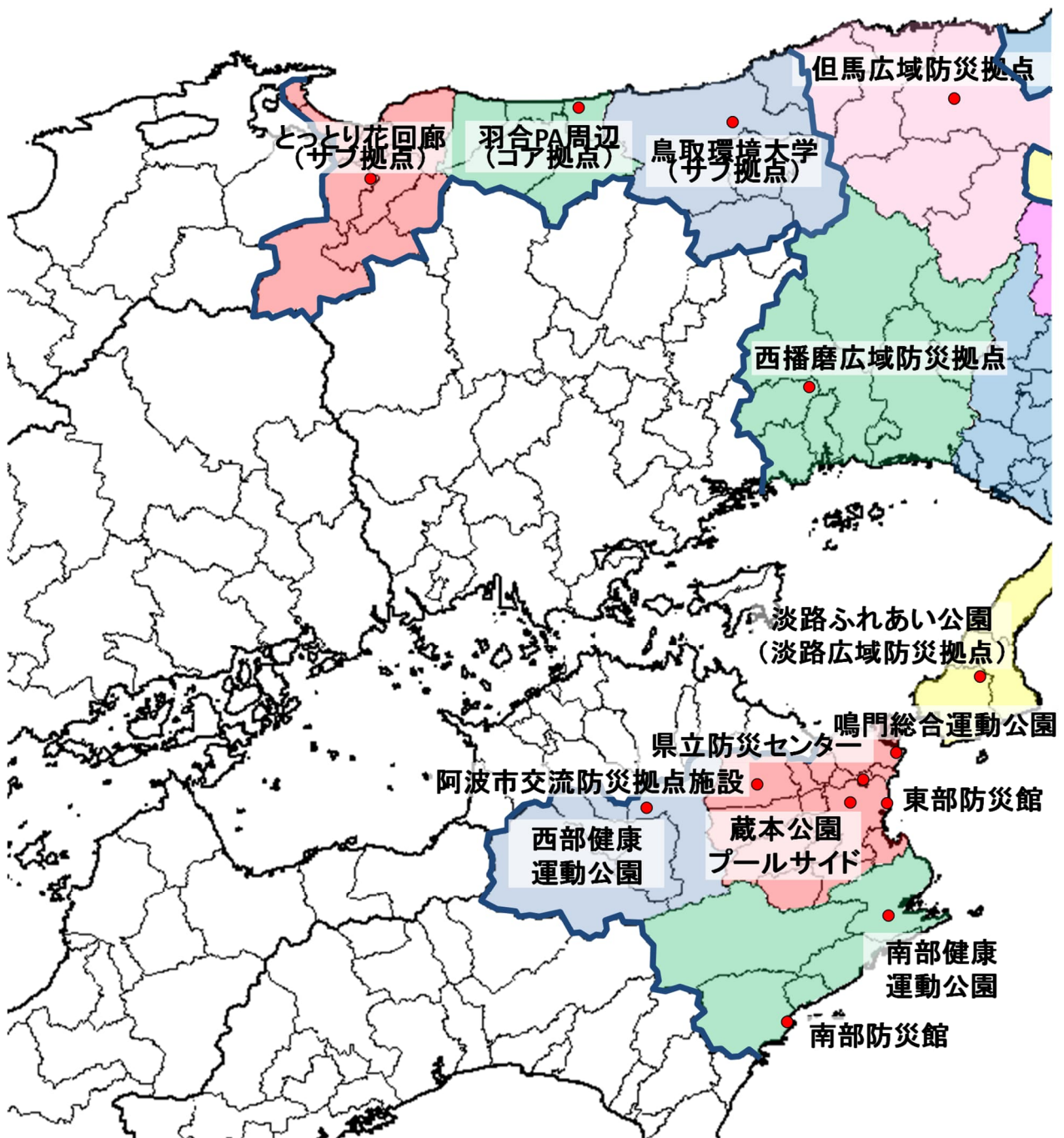
- 関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）（関西広域連合）
- 広域物資拠点開設・運営ハンドブック（国土交通省総合政策局物流政策課）
- 三木全県広域防災拠点運営要領（兵庫県）
- 物資調達・輸送調整等支援システム操作説明資料（内閣府（防災担当））
- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（H29. 2. 23）
（中央防災会議幹事会）
- 首都直下型地震時の国土交通省即応型災害支援物資輸送マニュアル（第1版）
（首都直下地震時の即応型災害支援物資輸送計画検討会）

參考資料

【参考1】0次物資拠点関係機関連絡先リスト

機関名		担当課	電話番号	
自治体関係	関西広域連合	広域防災局広域企画課	就業時間内	078-362-9806
			夜間	078-362-9900 (宿日直)
	兵庫県	災害対策局災害対策課	就業時間内	078-362-9450
			夜間	078-362-9900 (宿日直)
	滋賀県	防災危機管理局	就業時間内	077-528-3438
			夜間	077-528-1377 (宿日直)
	京都府	災害対策課	就業時間内	075-414-5619
			夜間	075-414-4472 (宿日直)
	大阪府	防災企画課	就業時間内	06-6944-6287
			夜間	06-6944-6021、6022 (宿日直)
	奈良県	防災統括室	就業時間内	0742-27-8425
			夜間	0742-27-8944 (宿日直)
	和歌山県	危機管理・消防課	就業時間内	073-441-2273
			夜間	073-441-3300 (宿日直)
	徳島県	危機管理政策課	就業時間内	088-621-2713
			夜間	088-621-2057 (宿日直)
鳥取県	危機管理政策課	就業時間内	0857-26-7894	
		夜間	0857-26-7894 (宿日直)	
福井県	危機管理課	就業時間内	0776-20-0308	
		夜間	0776-20-0742 (宿日直)	
三重県	災害対策課	就業時間内	059-224-2189	
		夜間	059-224-2189 (宿日直)	
国	内閣府	災害緊急事態対処担当	就業時間内	03-3502-6047
			夜間	—
	近畿運輸局	交通政策部環境・物流課	就業時間内	06-6949-6410
			夜間	—
	近畿地方整備局	港湾空港防災・危機管理課	就業時間内	078-391-3101
			夜間	—

構成府県・連携県の広域防災



【参考3】各府県の協定締結状況

	協定名称	締結先	締結日
福井県	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	(一社)福井県トラック協会	2016.09.07
	災害時等における物資の保管等に関する協定書	福井県倉庫協会	2016.09.07
	緊急・救援輸送に関する協定書	赤帽福井県軽自動車運送協同組合	2023.03.31
	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書	(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	2023.11.24
	福井県とセイノーホールディングス株式会社との包括連携に関する協定	セイノーホールディングス(株)	2022.10.06
三重県	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定	三重県トラック協会	2015.06.29
	災害発生時等の物資の保管等に関する協定	東海倉庫協会	2014.01.27
	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	2003.03.07
	災害時における施設使用等に関する協定書	(株)日本ロジックス	2022.08.05
	三重県と佐川急便株式会社との地域活性化等に関する包括連携協定	佐川急便(株)	2017.10.19
滋賀県	災害時における物資等の輸送に関する協定書	(一社)滋賀県トラック協会	2013.03.15
	災害時における物流業務に関する協定書	(一社)全国物流ネットワーク協会	2013.03.15
	災害時における物資の保管等に関する協定書	滋賀県倉庫協会	2013.03.15
	災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定	(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	2023.11.30
京都府	災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書	京都府トラック協会	1995.05.17 (2007.03.26)
	災害時等における救援物資の保管等に関する協定	京都倉庫協会	2013.03.28
	地域活性化包括連携協定	佐川急便(株) 西日本支社	2016.03.28
	地域活性化包括連携協定	ヤマト運輸(株) 京都主管支店	2015.03.20
大阪府	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽大阪府軽自動車運送(協)	1996.05.20
	災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便(株) 西日本支社	2013.03.29
	災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書	ヤマト運輸(株) 関西支社	2013.03.29
	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	大阪府トラック協会	2017.03.31
	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	2021.03.22

	協定名称	締結先	締結日
大阪府	災害時における物資の輸送等に関する協定書	(株) サカイ引越センター	2023. 12. 19
	災害時における救援物資の保管等に関する協定	大阪倉庫協会	2013. 03. 29
	災害時における救援物資の保管等に関する協定	(一社)大阪府運輸 倉庫協会	2013. 03. 29
	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	日本 GLP (株) GLP 投資法人	2023. 04. 27
	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	日本生命保険(相)、 (株)大林組、三井物 産流通グループ(株)	2025. 12. 25
	災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物 流管理業務に関する協定	日本通運 (株)	2005. 09. 05
兵庫県	災害時における物資等の輸送に関する協定	兵庫県トラック協会	1998. 09. 01
	災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠 点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸 (株) 関 西支社	2017. 02. 15
	災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠 点の運営等に関する協定書	(一社)AZ-COM 丸和・ 支援ネットワーク	2023. 03. 03
	災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠 点の運営等に関する協定書	佐川急便(株)	2023. 03. 03
奈良県	災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書	(公社) 奈良県トラ ック協会	2018. 12. 26
	災害時における救援物資の保管等に関する協定書	奈良県倉庫協会	2013. 09. 10
和歌山県	緊急・救援輸送に関する協定	(公社) 和歌山県ト ラック協会	2012. 04. 01
	緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書	(一社)AZ-COM 丸和・ 支援ネットワーク	2023. 11. 20
	災害時における救援物資の保管等に関する協定	和歌山県倉庫協会	2010. 03. 25
鳥取県	災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定書	(一社)鳥取県トラッ ク協会	2018. 03. 30
	災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定書	鳥取県倉庫協会	2018. 03. 30
	災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関す る協定書	岡山県、鴻池運輸 (株)	2021. 01. 18
	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	(一社)AZ-COM 丸和・ 支援ネットワーク	2024. 10. 23
徳島県	緊急救援輸送に関する協定書	徳島県トラック協会	2007. 09. 11
	災害発生時における物資輸送に関する協定	アマゾンジャパン・ ロジスティクス(株)、 ヤマト運輸(株)	2015. 07. 07
	災害発生時における物資の保管等に関する協定	徳島県倉庫協会	2018. 03. 15

(資料)各府県地域防災計画等より引用

【参考4】「0次物資拠点」候補地の概要 ※記載内容は随時更新を行う

1. 三木総合防災公園の例

① 施設の概要

項目		三木総合防災公園 (陸上競技場・ビーンズドーム)	
施設諸元	施設概要	施設名	三木総合防災公園(陸上競技場・ビーンズドーム)
		施設の管理者	公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会 三木総合防災公園管理事務所
		平常時の操業時間、曜日	9:00~17:00 1/1~3、12/29~31を除き開園
		連絡先・手段(平日)	078-362-9982(兵庫県 危機管理部 災害対策課 災害救助班)
		連絡先・手段(夜間・休日)	078-362-9900(兵庫県 危機管理部 災害対策課)
		緊急時連絡先・手段	078-362-9982(兵庫県 危機管理部 災害対策課 災害救助班)
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無	
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有((社)兵庫県トラック協会、ヤマト運輸(株)関西支社、佐川急便(株)等)	
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有(ヤマト運輸(株)関西支社、兵庫県倉庫協会、佐川急便(株)等)	
位置7ヶ所	施設の所在地	三木市志染町三津田1708	
	施設の海拔	海拔121m	
	高速ICからの距離と所要時間	山陽自動車道 三木東ICより約3km、車で約5分	
	拠点付近の道路(前面道路)の幅員	前面道路: 県道83号線(平野三木線) 片側2車線	
	10トン車の進入可否	可	
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	陸上自衛隊 姫路駐屯地・青野原駐屯地 大阪空港、神戸空港	
	浸水の想定	無	
	液状化の想定	無	
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間	24時間	
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可 ・陸上競技場(スタンド下): 屋根有り ・ビーンズドーム: 屋根有り	
	建屋の階数	1階	
	エレベーターの有無(物資の搬入搬出に使用可能か)	無	
	新耐震基準対応可否	可	
	床の強度(フォークリフト使用可否) トラックの施設内進入ルート(入口、出口別)	可 陸上競技場外周(入口、出口は同じ)	
	施設全体規模	陸上22,000㎡ ビーンズドーム16,000㎡	
	トラック待機スペース面積	-	
	大型車換算【※1】	36台	
	中型車換算【※1】	普通車2,000台	
	荷捌きスペース(災害時)	8,800㎡(保管スペース含)	
	保管スペース(災害時)【※2】	8,800㎡(荷捌きスペース含)	
	非常電源の有無	有	
	接車バース(台数、広さ、横付け可否・可能な車種)	横付け可、4台	
	ヘリ離発着の可否	可(3か所) 平時(1か所)	
ヘリ離発着場の広さ	72,000㎡ (平時の41,000㎡含)		

		三木総合防災公園 (陸上競技場・ビーンズドーム)	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	手動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	5台
		ハンドリフトの配備台数	10台
		ローラーの配備台数	20台
		その他、荷役設備等（具体的に）	板台車あり（数台）
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	2,000枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	422張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	4,000枚 3.6m×5.4m
		災害時の使用にあたっての留意事項等	指定避難所に近接している 等
データ作成日（更新日）	2025.12.25		
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	有		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	有（図上訓練・実動訓練）		
施設の概要が記載されているサイト	https://www.hyogo-park.or.jp/mi_ki_sougou/		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 1190 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

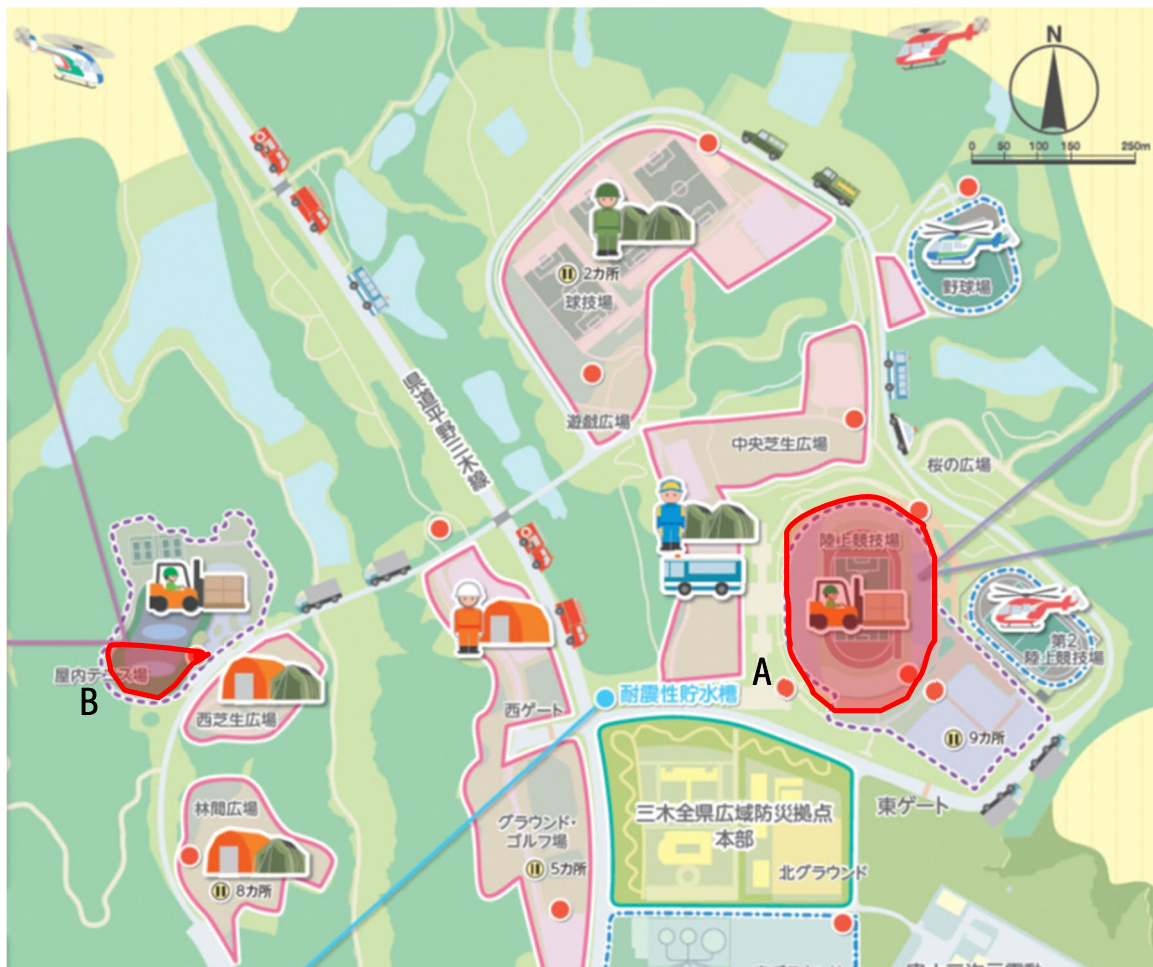
【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出発可能な面積

② ゾーニングおよび災害時の機能

ゾーニング図A、B

エリア名	場 所	備 考
A 陸上競技場 エリア 43,000 m ²	陸上競技場 22,000 m ²	備蓄倉庫 5,000m ² (バック、北、南スタンド下) 物資集配オペレーション室： 大会運営室 130m ²
	同 メイン駐車場 13,000 m ² 同 東側芝生及び通路広場 8,000 m ² ※ 主として備蓄物資、大口物資の集配業務を行うエリア	
B テニスコート エリア(ビーンズドーム)	屋内テニス場16,000 m ² のうち、トラック出入口等が確保できる南側半分 約4,000 m ² ※ 主として陸上競技場の補助的機能を想定する。	物資集配オペレーション室： 屋内テニス場会議室 70m ²

【ゾーニング図】

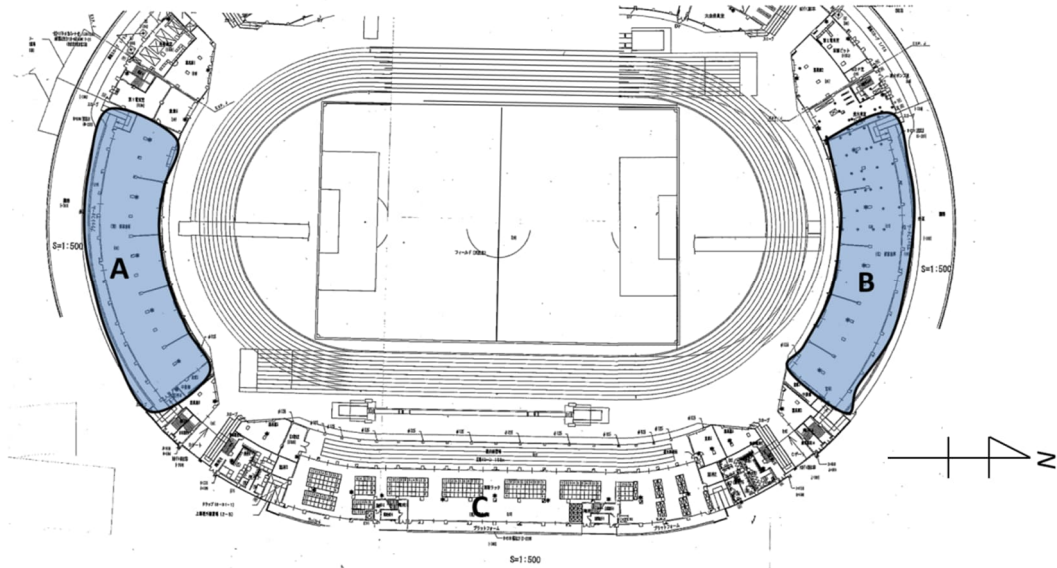


【災害時の機能】

- ① 県内外から搬入される物資及び資機材を集積、仕分け、配送する兵庫県1次物資拠点機能
- ② 実動機関（消防、警察等）の一時滞在地（宿营地）としての機能
- ③ ビーンズドームは、三木市の2次避難所としての機能
- ④ 広域連合の調整する0次物資拠点としての機能

- ・ 災害時には、上記①～④の役割が想定されることから、兵庫県広域防災センター長は、上記の機能を調整の上、使用を決定するものとする。
- ・ 0次物資拠点の使用にあたっては、陸上競技場エリア(A)の競技場スタンド下倉庫のうち、兵庫県の備蓄物資が保管されていないスペースを中心に使用することとし、テニスコートエリア(B)は、2次避難所としての利用がなく、物資拠点の活用ができる場合、陸上競技場の補助的機能を果たすものとする。

ア 既存倉庫で対応する場合

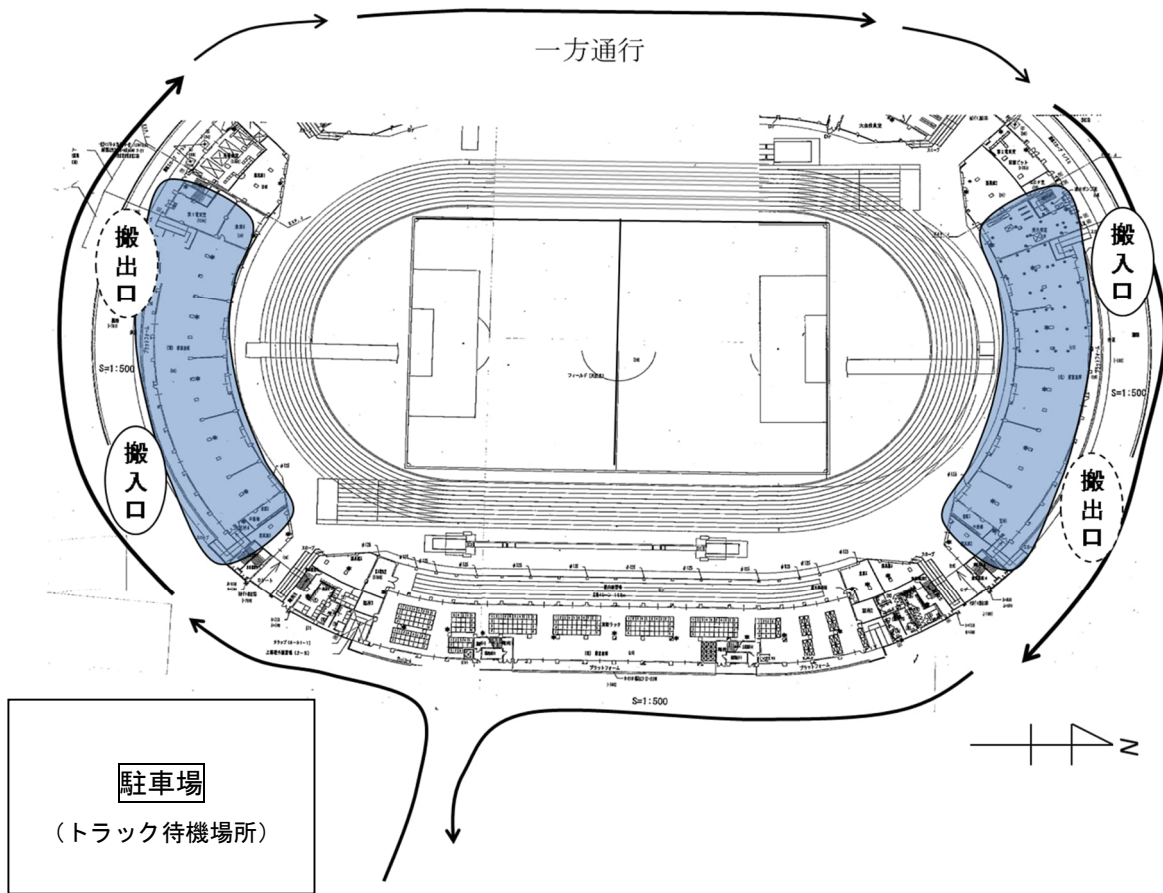


- 陸上競技場スタンド下倉庫のうち、現状、空きスペースの活用は見込めない。
 ※ 兵庫県の備蓄物資を全て拠出した後、スペースが空けばAゾーン及びBゾーン（各1,500㎡）並びにCゾーン（2,000㎡）について0次物資拠点として活用。
 なお、Cゾーンには、パレット積載物資保管用のラックが固定されている。
- また、陸上競技場の倉庫部分だけでは容量が不足する場合、テニスコート（ビーンズドーム）が使用可能な状況であれば、テニスコートについても活用する。

（搬出入ルート〈全体図〉）



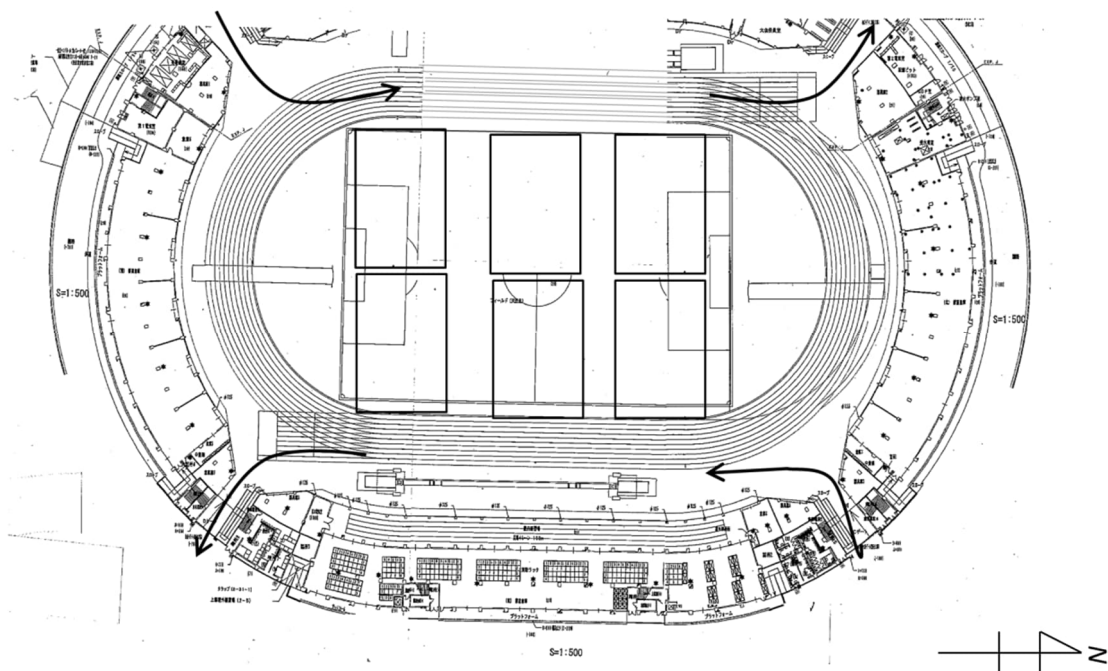
(搬出入ルート)



イ 既存倉庫で対応しきれない場合

競技場中心のグラウンド部分にエアテント等を設置することで対応。

(搬出入ルート)



2. 福井県産業会館（福井県）の例

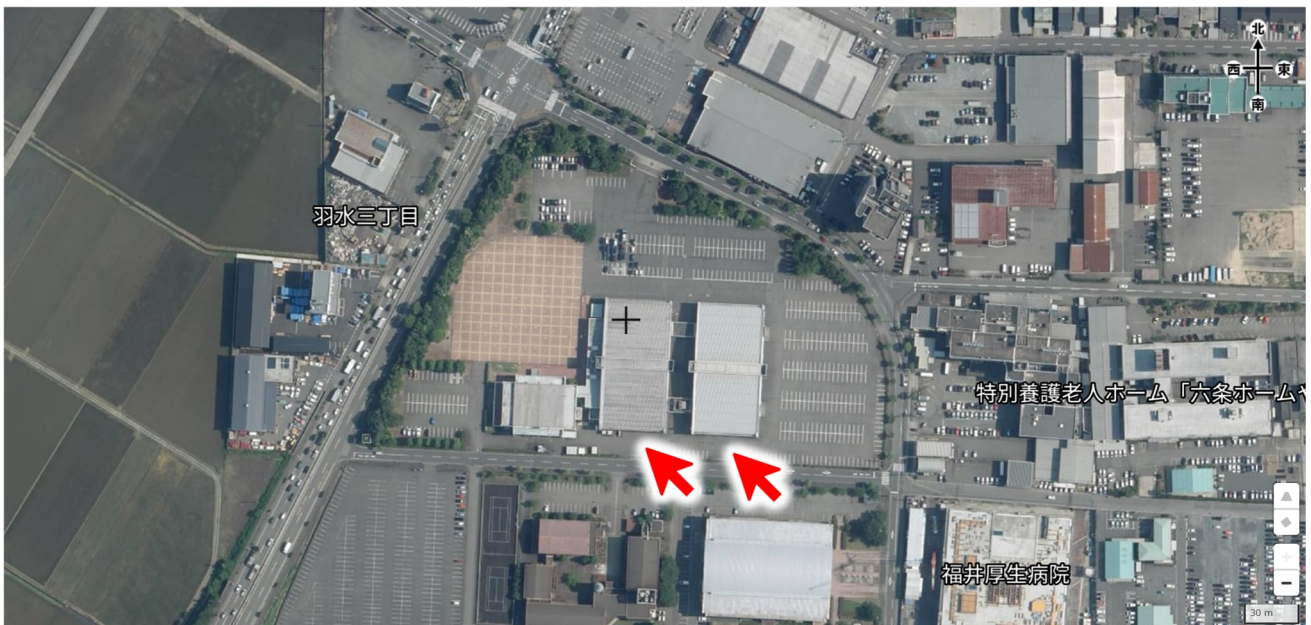
	項目	福井県産業会館（1号館、2号館）	
施設諸元	施設概要	施設名	福井県産業会館（1号館、2号館）
		施設の管理者	福井県（商業・市場開拓課）
		平常時の操業時間、曜日	9:00～17:00 年末年始等を除き開館
		連絡先・手段（平日）	0776-41-3611（電話）
		連絡先・手段（夜間・休日）	
		緊急時連絡先・手段	0776-20-0619（電話）
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	有	
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有	
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有	
位置アセス	施設の所在地	福井県福井市下六条町103	
	施設の海拔	海拔9m	
	高速ICからの距離と所要時間	北陸自動車道 福井ICより約4km、車で約10分	
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：国道8号線 片側2車線	
	10トン車の進入可否	可	
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	陸上自衛隊 鯖江駐屯地 福井空港	
	浸水の想定	無	
	液状化の想定	無	
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間		
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可	
	建屋の階数	1階	
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無	
	新耐震基準対応可否	可	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可	
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	搬入出口複数あり	
	施設全体規模	1号館2,046㎡ 2号館1,855㎡	
	トラック待機スペース面積	—	
	大型車換算【※1】		
	中型車換算【※1】	普通車1,000台	
	荷捌きスペース（災害時）	3,901㎡（保管スペース含）	
	保管スペース（災害時）【※2】	3,901㎡	
	非常電源の有無	有（荷捌きスペース含）	
	接車パース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	無	
	ヘリ離発着の可否	可（平時から離発着場が設けられてはいない）	
ヘリ離発着場の広さ	不明		

		福井県産業会館（1号館、2号館）	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	自動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	
		ハンドリフトの配備台数	
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	
		災害時の使用にあたっての留意事項等	
	データ作成日（更新日）	2026.1.16	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	無		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	有（図上訓練・実動訓練）		
施設の概要が記載されているサイト	https://sankan.sankan.jp/		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

福井県産業会館 平面図



シャッター(出入口)

自動販売機

キッズベビーカールーム

多目的トイレ

男性トイレ

階段

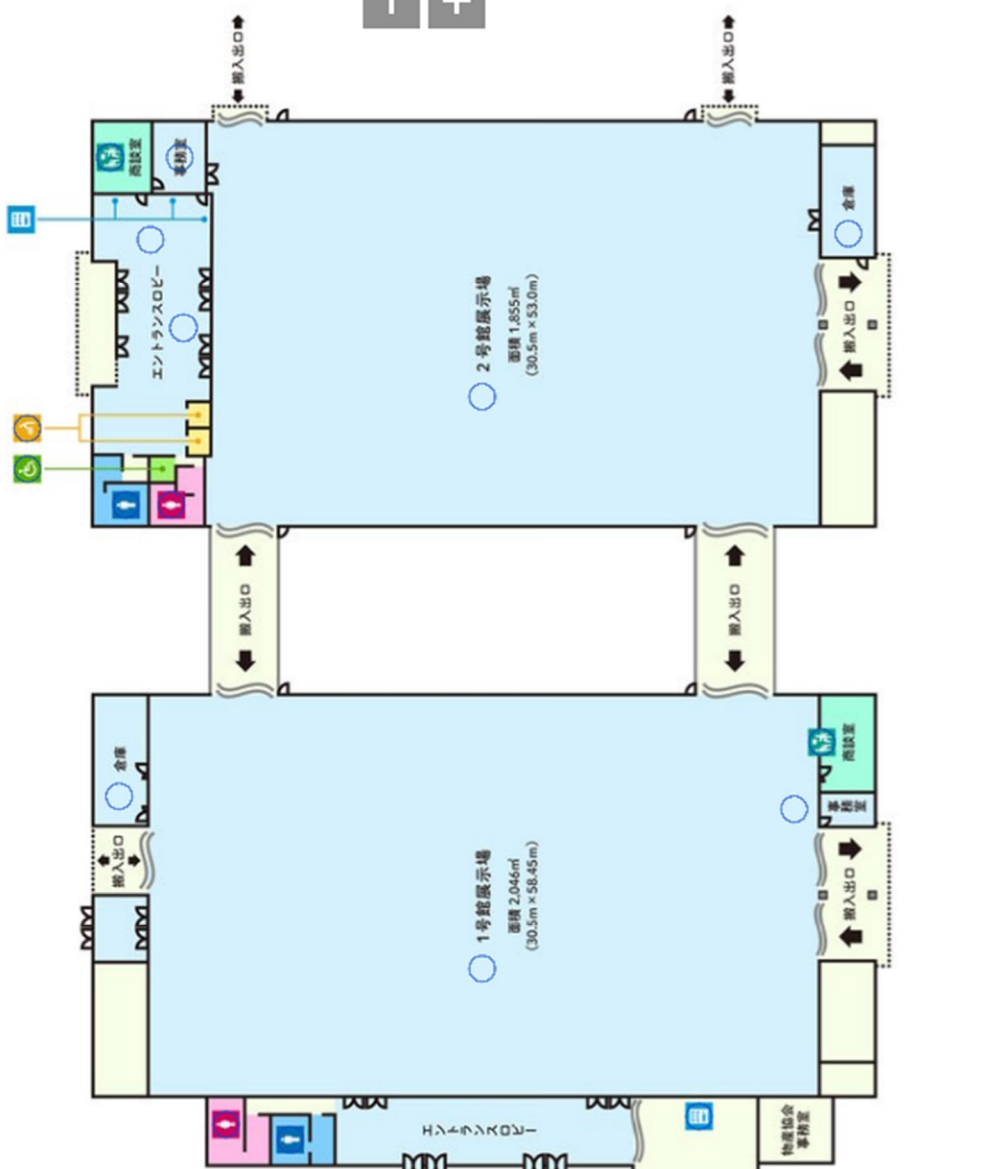
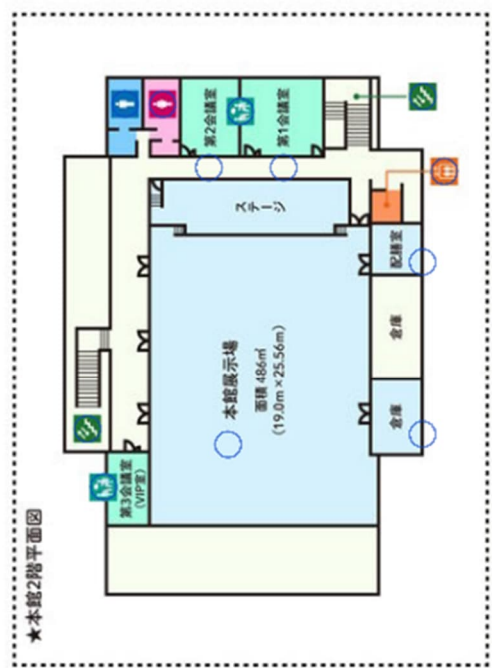
女性トイレ

360°

施設案内

P 駐車場

貨物エレベーター
幅1.5m×高さ2.3m×奥行2.3m
積載機容量1750kg



3. サンドーム福井（福井県）の例

	項目	サンドーム福井（イベントホール）	
施設諸元	施設概要	施設名	サンドーム福井（イベントホール）
		施設の管理者	福井県越前市瓜生町5-1-1
		平常時の操業時間、曜日	9:00~21:00 12/29~1/3は休館日
		連絡先・手段（平日）	0778-21-3106（電話）
		連絡先・手段（夜間・休日）	
		緊急時連絡先・手段	0776-20-0619（電話）
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	有	
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有	
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有	
位置アクセス	施設の所在地	福井県越前市瓜生町5-1-1	
	施設の海拔	海拔20m	
	高速ICからの距離と所要時間	北陸自動車道 鯖江ICより約4km、車で約10分	
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：県道8号線 片側2車線	
	10トン車の進入可否	可	
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	陸上自衛隊 鯖江駐屯地 福井空港	
	浸水の想定	有	
	液状化の想定	無	
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間		
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可	
	建屋の階数	3階	
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	有	
	新耐震基準対応可否	可	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可	
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	搬出入口複数あり	
	施設全体規模	イベントホール8,000㎡	
	トラック待機スペース面積	—	
	大型車換算【※1】		
	中型車換算【※1】	普通車1,800台	
	荷捌きスペース（災害時）	8,000㎡（保管スペース含）	
	保管スペース（災害時）【※2】	8,000㎡（荷捌きスペース含）	
	非常電源の有無	有	
	接車スペース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	無	
	ヘリ離発着の可否	可	
ヘリ離発着場の広さ	10000㎡		

		サンドーム福井（イベントホール）	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	自動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	1台
		ハンドリフトの配備台数	
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	
		災害時の使用にあたっての留意事項等	
データ作成日（更新日）		2025.12.26	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無		無	
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無		有（図上訓練・実動訓練）	
施設の概要が記載されているサイト		https://sundome.sankan.jp/	

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

4. 敦賀市きらめきみなと館（福井県）の例

項目		敦賀市きらめきみなと館（イベントホール）
施設諸元	施設名	敦賀市きらめきみなと館（イベントホール）
	施設の管理者	敦賀市
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	9:00～22:00 毎週火曜日・毎月第3水曜日・12月29日～1月3日を除き開館
	連絡先・手段（平日）	0770-20-1100（電話）
	連絡先・手段（夜間・休日）	
協定等の有無	緊急時連絡先・手段	
	災害時の施設活用に関する協定等の有無	有
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有
位置ｱｸｽ	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有
	施設の所在地	敦賀市桜町1-1
	施設の海拔	海拔1m
	高速ICからの距離と所要時間	北陸自動車道 敦賀ICより約3.5km、車で約10分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：臨港道路3号線 片側2車線
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	
	浸水の想定	有
施設の態様・規模	液状化の想定	有
	災害時稼働可能時間	
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可
	建屋の階数	1階
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	可
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	搬入口1箇所
	施設全体規模	イベントホール1,600㎡
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	普通車185台
	荷捌きスペース（災害時）	1,600㎡（保管スペース含）
	保管スペース（災害時）【※2】	1,600㎡
	非常電源の有無	有（荷捌きスペース含）
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	無
へり離発着の可否	無	
へり離発着場の広さ		

		敦賀市きらめきみなと館（イベントホール）	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	自動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	
		ハンドリフトの配備台数	
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	
	災害時の使用にあたっての留意事項等		
	データ作成日（更新日）	2025.12.26	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	無		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	有（図上訓練・実動訓練）		
施設の概要が記載されているサイト	https://ki-rameki-mi-natokan.jp/		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

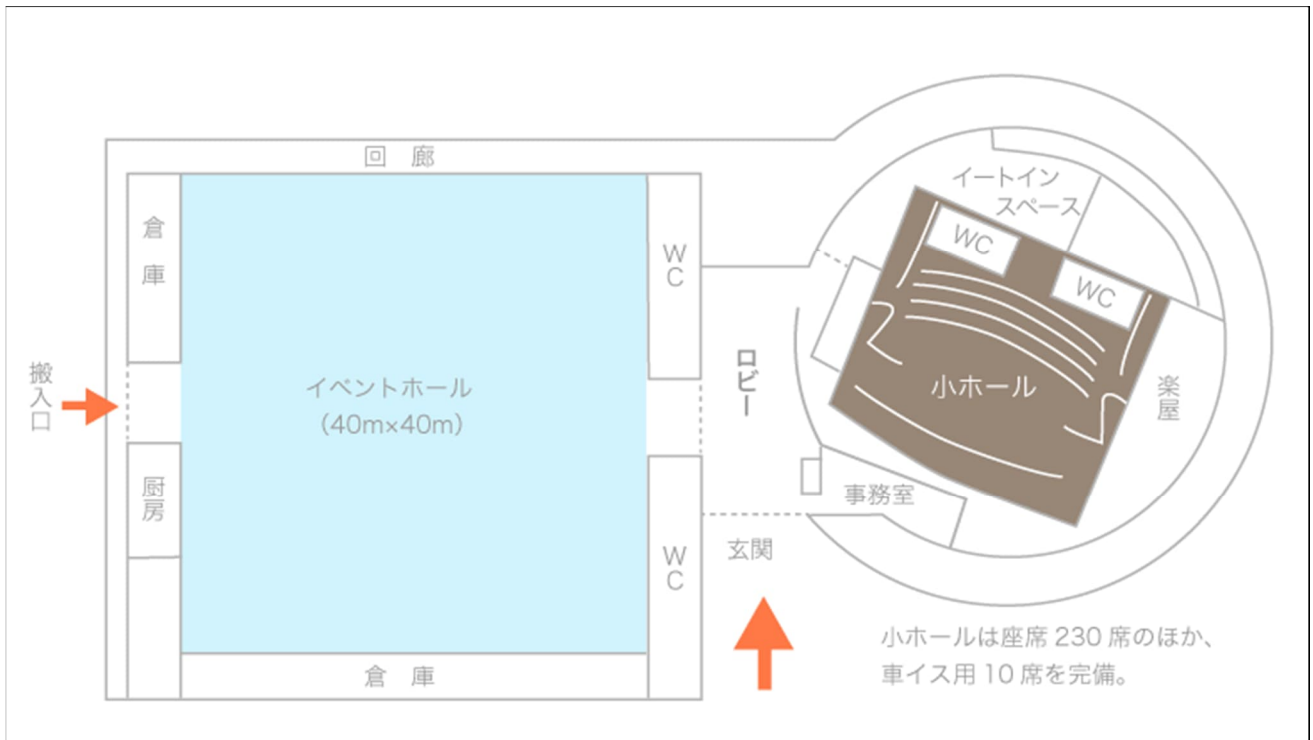
【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図

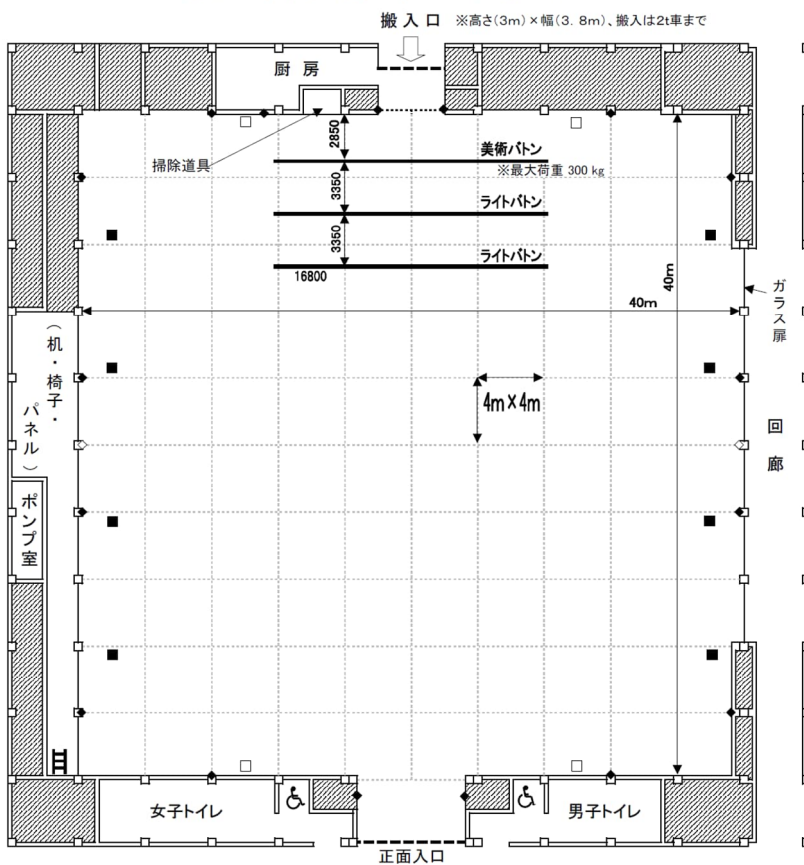


(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

※航空写真は不都合があり標準地図とする



きらめきみなと館 イベントホール



- 床下ピット { ・電源×8(単相100V、3相200V)
- { ・給排水×4
- ◆ 壁コンセント
- ◇ 照明コンセント
- 電話回線8本(工事必要)
- 厨房施設(電気コンロ、大型冷蔵庫、電気温水器)
- ※イベントホール設営の際は、管理上内側1mを空けるようにして下さい。

5. 丹波自然運動公園（京都府）の例

	項目	丹波自然運動公園
施設諸元	施設名	丹波自然運動公園
	施設の管理者	京都府
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	9:00～17:00 1/1-3、12/29～31を除き開園
	連絡先・手段（平日）	0771-82-0560
	連絡先・手段（夜間・休日）	0771-82-0560
	緊急時連絡先・手段	
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無
	災害時の輸送に関する協定等の有無	無
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	無
位置ｱｸｽ	施設の所在地	京都府船井郡京丹波町曾根崩下代110番地7
	施設の海拔	
	高速ICからの距離と所要時間	京都縦貫自動車道 丹波ICより約2.4km、車で5分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	国道9号線
	10トン車の進入可否	
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	無
	浸水の想定	無
	液状化の想定	無
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間	
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可 ・体育館：屋根有り
	建屋の階数	1階
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可（2か所）
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	
	施設全体規模	53.2ha
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	
	荷捌きスペース（災害時）	1,408㎡
	保管スペース（災害時）【※2】	1,408㎡
	非常電源の有無	有
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	
へり離発着の可否	可（2か所）	
へり離発着場の広さ		

		丹波自然運動公園	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	
		手動による開閉の可否	
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	
		ハンドリフトの配備台数	1台
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	無
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	3張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	無
		災害時の使用にあたっての留意事項等	
	データ作成日（更新日）	2026.01.07	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	有		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	無		
施設の概要が記載されているサイト	https://www.kyoto-tanbapark.or.jp/		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の供出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

6. 山城総合運動公園（京都府）の例

	項目	山城総合運動公園
施設諸元	施設名	山城総合運動公園
	施設の管理者	京都府
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	5:00~22:00 年末年始を除き開園（木曜日は施設点検日）
	連絡先・手段（平日）	0774-24-1313
	連絡先・手段（夜間・休日）	0774-24-1313
協定等の有無	緊急時連絡先・手段	
	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無
	災害時の輸送に関する協定等の有無	無
位置アセス	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	無
	施設の所在地	宇治市広野町八軒屋谷1
	施設の海拔	
	高速ICからの距離と所要時間	京滋バイパス 宇治西ICより約6km、車で約10分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	京都府道256号
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	陸上自衛隊 大久保駐屯地
	浸水の想定	無
施設の態様・規模	液状化の想定	無
	災害時稼働可能時間	
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可 ・体育館：屋根有り
	建屋の階数	1階
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	
	施設全体規模	94.9ha
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	
	荷捌きスペース（災害時）	3,318㎡
	保管スペース（災害時）【※2】	3,318㎡
	非常電源の有無	有
接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）		
ヘリ離発着の可否	可（2か所）	
ヘリ離発着場の広さ	陸上競技場：21,980㎡ 球技場B：10,496㎡	

		山城総合運動公園	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	
		手動による開閉の可否	
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	
		ハンドリフトの配備台数	1台
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	無
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	3張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	無
	災害時の使用にあたっての留意事項等		
	データ作成日（更新日）	2026.01.07	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	有		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	無		
施設の概要が記載されているサイト	https://www.kyoto-park.jp/		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

7. 京都舞鶴港（京都府）の例

	項目	京都舞鶴港
施設諸元	施設名	京都舞鶴港
	施設の管理者	京都府
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	
	連絡先・手段（平日）	0773-75-0192 0773-75-1174
	連絡先・手段（夜間・休日）	0773-75-0192 0773-75-1174
協定等の有無	緊急時連絡先・手段	
	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無
	災害時の輸送に関する協定等の有無	無
位置アセス	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	無
	施設の所在地	西港：舞鶴市西 東港：舞鶴市浜2022
	施設の海拔	
	高速ICからの距離と所要時間	西港：京都縦貫自動車道 舞鶴西ICより 約7km、車で約10分 東港：京都縦貫自動車道 舞鶴西ICより 約12km、車で約20分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	西港：国道27号、臨港道路 （和田下福井線・上安久線） 東港：国道27号
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	海上自衛隊舞鶴航空基地
	浸水の想定	無
施設の態様・規模	液状化の想定	有
	災害時稼働可能時間	24時間
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可 ・西港：屋根無し、テント使用 ・東港：屋根無し、テント使用
	建屋の階数	無
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	
	施設全体規模	48.4ha
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	
	荷捌きスペース（災害時）	10,000㎡
	保管スペース（災害時）【※2】	10,000㎡
	非常電源の有無	有
接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）		
ヘリ離発着の可否	可（1か所）	
ヘリ離発着場の広さ		

		京都舞鶴港	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	無
		手動による開閉の可否	無
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	0
		ハンドリフトの配備台数	1
		ローラーの配備台数	0
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	0枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	3張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	無
	災害時の使用にあたっての留意事項等		
	データ作成日（更新日）	2026.01.07	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無	有		
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無	有		
施設の概要が記載されているサイト	https://www.port.mai-zuru.kyoto.jp/port		

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図

(西港)



※矢印付近にてテント活用を想定

(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

(東港)



※矢印付近にてテント活用を想定
(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

8. 西播磨広域防災拠点（兵庫県）の例

		項目	西播磨広域防災拠点
施設諸元	施設概要	施設名	西播磨広域防災拠点
		施設の管理者	兵庫県
		平常時の操業時間、曜日	9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
		連絡先・手段（平日）	0791-58-2168（西播磨県民局 総務企画室）
		連絡先・手段（夜間・休日）	
		緊急時連絡先・手段	078-362-9982（兵庫県 危機管理部 災害対策課 災害救助班）
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無	
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有（（社）兵庫県トラック協会、ヤマト運輸（株）関西支社、佐川急便（株）等）	
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有（ヤマト運輸（株）関西支社、兵庫県倉庫協会、佐川急便（株）等）	
位置アセス	施設の所在地	赤穂郡上郡日光都3-9-2	
	施設の海拔	海拔290m	
	高速ICからの距離と所要時間	播磨自動車道：播磨新宮ICより約2km、車で約5分	
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：県道44号線（相生穴粟線）片側2車線	
	10トン車の進入可否	可	
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	—	
	浸水の想定	無	
	液状化の想定	無	
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間	24時間	
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可	
	建屋の階数	1階	
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無	
	新耐震基準対応可否	可	
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可	
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	直接進入可（入口、出口は同じ）	
	施設全体規模	防災拠点 約3,400㎡、 その他サッカーコート・駐車場等 約7ha	
	トラック待機スペース面積	—	
	大型車換算【※1】	5台	
	中型車換算【※1】		
	荷捌きスペース（災害時）	349㎡（保管スペース含）	
	保管スペース（災害時）【※2】	349㎡（保管スペース含）	
	非常電源の有無	有	
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	5台、幅26m、横付け可、大型可	
ヘリ離発着の可否	—		
ヘリ離発着場の広さ			

		西播磨広域防災拠点	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	自動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	2台
		ハンドリフトの配備台数	3台
		ローラーの配備台数	5台
		その他、荷役設備等（具体的に）	台車あり（20台）
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	300枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	100張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	1,000枚 3.6m×5.4m
	災害時の使用にあたっての留意事項等		
データ作成日（更新日）		2026.1.6	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無		無	
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無		無	
施設の概要が記載されているサイト			

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

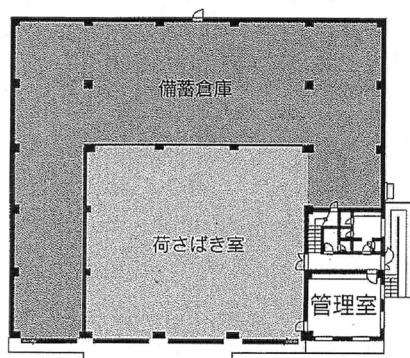
【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図

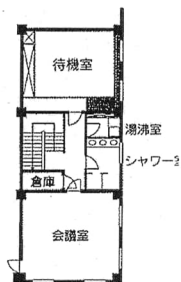


(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

管理棟・備蓄倉庫平面図



管理棟2階



9. 但馬広域防災拠点（兵庫県）の例

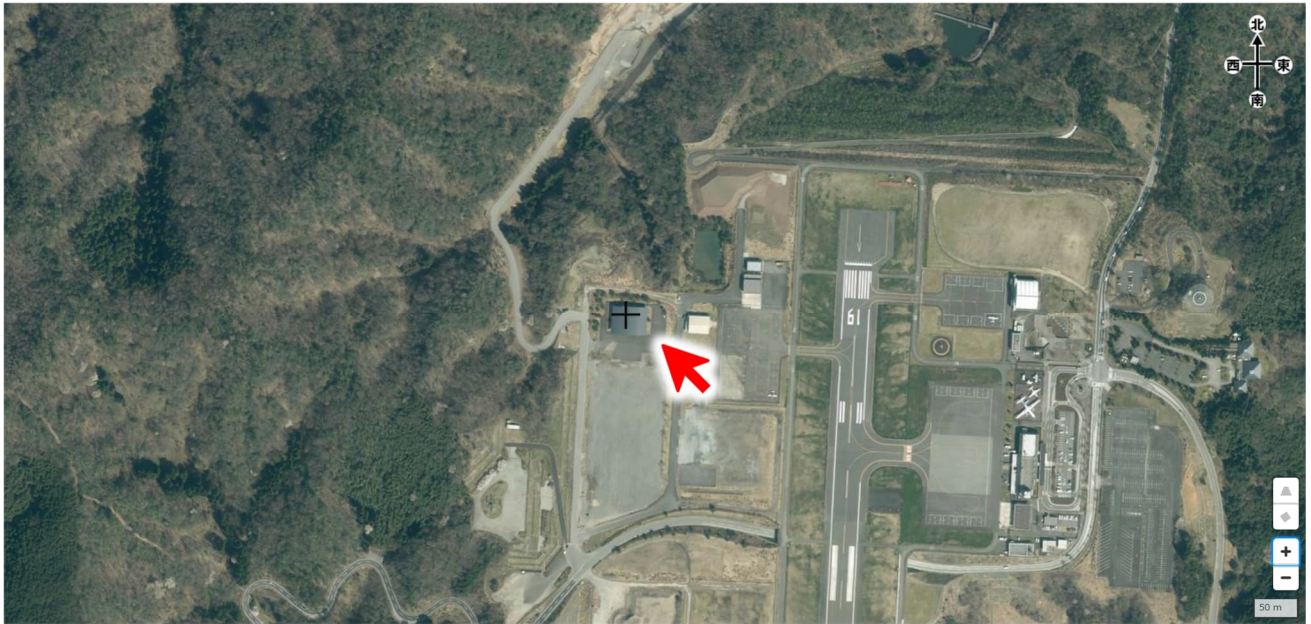
	項目	但馬広域防災拠点
施設諸元	施設名	但馬広域防災拠点
	施設の管理者	兵庫県
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	連絡先・手段（平日）	0796-26-3618（但馬県民局 総務企画室）
	連絡先・手段（夜間・休日）	0796-26-3618（但馬県民局 総務企画室）
協定等の有無	緊急時連絡先・手段	078-362-9982（兵庫県 危機管理部 災害対策課 災害救助班）
	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有（（社）兵庫県トラック協会、ヤマト運輸（株）関西支社、佐川急便（株）等）
位置アセス	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有（ヤマト運輸（株）関西支社、兵庫県倉庫協会、佐川急便（株）等）
	施設の所在地	豊岡市岩井字湯船1492-3
	施設の海拔	海拔174m
	高速ICからの距離と所要時間	北近畿豊岡自動車道： 但馬空港ICより約2km、車で約5分 豊岡出石ICより約3.5km、車で約5分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：県道50号線（但馬空港線） 片側2車線
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	但馬空港
	浸水の想定	無
施設の態様・規模	液状化の想定	無
	災害時稼働可能時間	24時間
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可
	建屋の階数	1階
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	可
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	直接進入可（入口、出口は同じ）
	施設全体規模	敷地面積52,336㎡、建築面積1,047㎡、延床面積810㎡
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	
	荷捌きスペース（災害時）	823㎡（保管スペース含）
	保管スペース（災害時）【※2】	823㎡（保管スペース含）
	非常電源の有無	有
接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	横付け可、4台	
へり離発着の可否	可（3か所）平時（1か所）	
へり離発着場の広さ		

		但馬広域防災拠点	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	自動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	2台
		ハンドリフトの配備台数	3台
		ローラーの配備台数	5台
		その他、荷役設備等（具体的に）	台車あり（20台）
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	300枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	100張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	260枚 3.6m×5.4m
	災害時の使用にあたっての留意事項等		
データ作成日（更新日）		2025.12.25	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無		有	
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無		有（図上訓練・実動訓練）	
施設の概要が記載されているサイト			

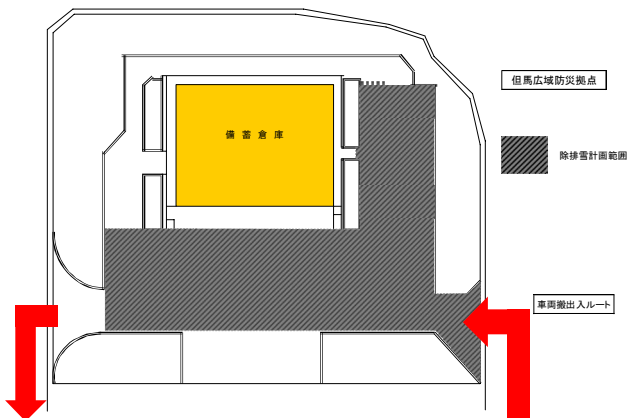
【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成





10. 淡路広域防災拠点（兵庫県）の例

	項目	淡路広域防災拠点
施設諸元	施設名	淡路広域防災拠点
	施設の管理者	兵庫県
	施設概要	
	平常時の操業時間、曜日	9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	連絡先・手段（平日）	0799-26-2008（淡路県民局 総務企画室）
	連絡先・手段（夜間・休日）	
協定等の有無	緊急時連絡先・手段	078-362-9982（兵庫県 危機管理部 災害対策課 災害救助班）
	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無
	災害時の輸送に関する協定等の有無	有（（社）兵庫県トラック協会、ヤマト運輸（株）関西支社、佐川急便（株）等）
位置アセス	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	有（ヤマト運輸（株）関西支社、兵庫県倉庫協会、佐川急便（株）等）
	施設の所在地	南あわじ市広田広田1473-12
	施設の海拔	海拔100m
	高速ICからの距離と所要時間	神戸淡路鳴門自動車道：洲本ICより約5km、車で約10分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：市道 片側1車線
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	—
	浸水の想定	無
施設の態様・規模	液状化の想定	無
	災害時稼働可能時間	24時間
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	雨天対応可
	建屋の階数	1階
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	無
	新耐震基準対応可否	可
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	直接進入可（入口、出口は同じ）
	施設全体規模	
	トラック待機スペース面積	—
	大型車換算【※1】	
	中型車換算【※1】	
	荷捌きスペース（災害時）	810㎡（保管スペース含）
	保管スペース（災害時）【※2】	810㎡（保管スペース含）
	非常電源の有無	有
接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	横付け可、4台	
へり離発着の可否		
へり離発着場の広さ		

		淡路広域防災拠点	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	手動
		手動による開閉の可否	可
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	2台
		ハンドリフトの配備台数	2台
		ローラーの配備台数	
		その他、荷役設備等（具体的に）	板台車あり（数台）
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	100枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	100張
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	3,800枚 3.6m×5.4m
	災害時の使用にあたっての留意事項等		指定避難所に近接している 等
データ作成日（更新日）		2025.12.25	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無		有	
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無		有（図上訓練・実動訓練）	
施設の概要が記載されているサイト			

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

1.1. 東部防災館（徳島県）の例

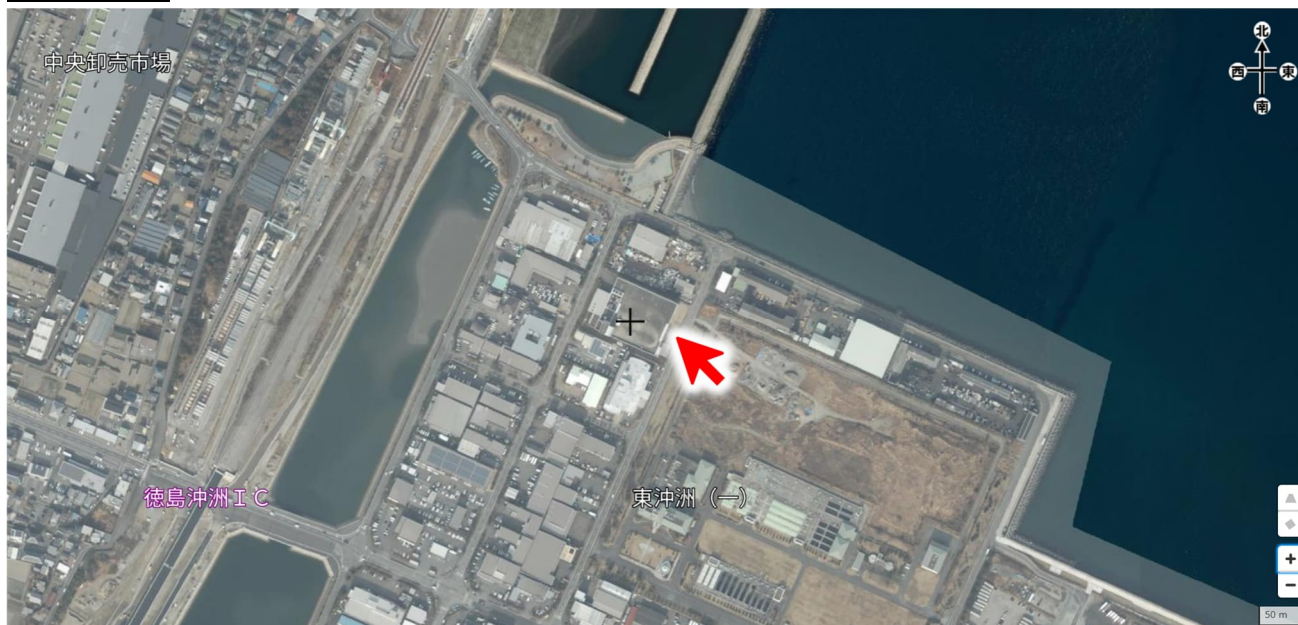
項目		徳島県立東部防災館
施設諸元	施設名	徳島県立東部防災館
	施設の管理者	徳島県（指定管理：ジオグラフィックデザイン・シンコースポーツ四国共同事業体）
	平常時の操業時間、曜日	9:00-22:00 休館日は毎月第4水曜・年末年始（12/29～1/3）
	連絡先・手段（平日）	088-661-7810
	連絡先・手段（夜間・休日）	088-661-7810
	緊急時連絡先・手段	088-661-7810
協定等の有無	災害時の施設活用に関する協定等の有無	無（県立施設のため）
	災害時の輸送に関する協定等の有無	徳島県トラック協会、佐川急便株式会社、セイノーホールディングス株式会社
	災害時の拠点運営に関する協定等の有無	徳島県トラック協会、徳島県倉庫協会、佐川急便株式会社、セイノーホールディングス株式会社
位置7ヶ7	施設の所在地	徳島県徳島市東沖洲1丁目8
	施設の海拔	3.5m
	高速ICからの距離と所要時間	徳島沖洲インターチェンジより約600m、車で2分
	拠点付近の道路（前面道路）の幅員	前面道路：徳島市道マリニピア沖洲5号線 片側二車線
	10トン車の進入可否	可
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の名称	徳島阿波おどり空港
	浸水の想定	有
	液状化の想定	有
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間	24時間
	物資保管場所の屋根の有無及び雨天対応の可否	屋根有り、雨天対応可（屋内）
	建屋の階数	4階（屋上含む）
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	有（ただし、物資拠点としては1階のみを使用）
	新耐震基準対応可否	可
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入ルート（入口、出口別）	別添のとおり
	施設全体規模	8,794.88㎡（延べ面積）
	トラック待機スペース面積	500㎡
	大型車換算【※1】	数台程度
	中型車換算【※1】	数台程度
	荷捌きスペース（災害時）	990㎡
	保管スペース（災害時）【※2】	1700㎡
	非常電源の有無	有
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	別添のとおり
ヘリ離発着の可否	可（屋上ヘリポート）	
ヘリ離発着場の広さ	24m×24m（屋上ヘリポート）最大11tまで可	

		徳島県立東部防災館	
施設諸元	設備・備品	シャッターの開閉手段（自動・手動）	シャッター無
		手動による開閉の可否	シャッター無
		フォークリフトの配備台数（災害発生時）	無
		ハンドリフトの配備台数	3台
		ローラーの配備台数	無
		その他、荷役設備等（具体的に）	
		照明の有無	有
		冷蔵品への対応可否（容量）	否
		パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	600枚
		屋外での作業スペース用に使用できるテントの張数とサイズ	無
		屋外での作業スペース用に使用できる防水用ブルーシートの枚数とサイズ	無
		災害時の使用にあたっての留意事項等	
データ作成日（更新日）		2025. 12. 26	
地域内輸送拠点運営マニュアル等の有無		有	
支援物資に関する図上訓練・実動訓練等の実施有無		有（物資拠点展開訓練）	
施設の概要が記載されているサイト		https://oi.park.jp/	

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考
 大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²
 中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

施設参考図



(資料) 国土地理院ウェブサイト「電子国土WEB」をもとに作成

【参考5】様式一覧

1 応援要請書・応援計画書

2 帳票

- ・ ニーズ調査票
- ・ 輸送手配票
- ・ 出荷連絡票
- ・ 要請／発注票

3 管理表

- ・ 在庫管理表
- ・ ニーズ管理表
- ・ 調達可能物資管理表

4 ラベル

- ・ 内容表示ラベル

(出典)

1. 「関西広域応援・受援実施要綱」平成25年3月

2～4. 「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）」平成28年8月

(様式2-1)

平成 第 年 月 日
第 号

関西広域連合長 あて

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(鳥取県が要請する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(福井県、三重県及び奈良県が要請する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況 (様式1)
- ・ 応援要請内訳書1 (様式2-2) から応援要請内訳書3 (様式2-4)

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書1 (様式2-2) から応援要請内訳書3 (様式2-4) のみを関西広域連合 (カウンターパート方式による場合は自府県を応援する幹事府県) に提出すること。

(様式2-2)

応援要請(計画)内訳書1(職員の派遣)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被応援県記入欄)								応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請内訳書1作成月日時	職種	活動内容	人員	期間	場 所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧 事業(設計書 作成等)	30人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇) ほか ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.l .jp	〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	電車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.l .jp
								〇〇府	10人	00月00日 ~00月00日	△△土木事務所 5人 (〇〇市〇〇) ××土木事務所 5人 (〇〇市〇〇)	電車、バス	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.l .jp
								〇〇県	5人	00月00日 ~00月00日	□□土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.l .jp
									残10人		※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2-3)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)								応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)										
応援要請 内訳書2 作成日時	必要時期	品目	規格・用途	数量	単位	場 所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 (担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail)	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量	単位	場 所	輸送手段	連絡先 (担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail)	
記入例	00月00日 00時	00月00日 ～未定	食料	全調理が簡単 なもの	100,000	食	〇〇県〇〇市、〇〇町内 ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇県 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇体育館	陸路 〇t1777t〇台 〇〇運輸機	〇〇〇〇県 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
									〇〇府	00月00日	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇センター	陸路 〇t1777t〇台 〇〇運輸機	〇〇〇〇県 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	
									〇〇県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	〇〇県〇〇町〇〇 〇〇体育館	陸路 〇t1777t〇台 〇〇運輸機	〇〇〇〇県 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	
													残20,000	食	※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中			

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水陸(最寄り港湾等)を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2-4)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)						応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請内訳書3作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
00月00日 00時	記入例 避難者の受入れ (避難者数約300名)	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 府県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇府	避難者の受入れ (避難者数約300名)	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期未定)	〇〇疾患 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇県	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期未定)		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇町	00月00日～	搬送手段は被災府 県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇県	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇火葬場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン)	〇〇市	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇府	災害廃棄物の処理 (可燃物7万トン)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
						〇〇県	災害廃棄物の処理 (可燃物3万トン)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。(既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。)

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3)

平成 第 年 月 日

被応援府県知事、応援府県知事及び応援政令市長 あて

関西広域連合長 印

応 援 計 画 書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(鳥取県に通知する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(福井県、三重県及び奈良県に通知する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

- 1 被応援府県名及び応援を要請する理由
- 2 応援の割当て
(通常の場合(カウンターパート方式によらない場合))
別添の応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のとおり

(カウンターパート方式による場合)

被応援府県名	左記府県を応援する府県名

※ 被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1(様式2-2)から応援要請内訳書3(様式2-4)を随時提出すること。

- 3 添付書類
 - ・ 応援要請書の写し
 - ・ 応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)(カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1から応援要請内訳書3の写し)

- 4 連絡先
担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のみを発出すること。

受付NO

記入・提出日： 年 月 日 (受取職員印・サイン)

緊急支援物資輸送 ニーズ調査票

依頼元	(避難所名)	
	(担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	
	(把握している場合：移動系防災行政無線局番号)	



提出先	(提出先名)	
	(担当者名)	(電話番号)

備考	<input type="text"/>
	<input type="text"/>

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
	品目			数量		備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合い、配達希望日、アレルギーの有無、要介護者等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

次ページ あり／なし (/)

緊急支援物資輸送 輸送手配票

記入・提出日： 年 月 日

(輸送手配担当者印・サイン)

発注/ 要請元	(自治体名)	
	(担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	



物資 提供者	(組織名)	
	(担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	

納入先	(施設名)	
	(住所)	
	(受取担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	



輸送事業者	
車両番号	
集荷予定日時	年 月 日 時 分

備考 (管理項目)	
----------------------	--

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳									
	品目			数量					備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	総重量	ケース数	荷姿	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資輸送 出荷連絡票

出荷者控
 輸送者控
 荷受者控

記入・提出日： 年 月 日

(様)

(出荷者印・サイン)	(輸送者印・サイン)	(荷受日時)	(荷受者印・サイン)

発注/ 要請元	(市町村名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
納入先	(施設名)
	(住所)
	(受取担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)

物資 提供者	(組織名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
輸送事業者	
	車両番号
	到着予定日時 年 月 日 時 分
備考 (管理項目)	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳									
	品目			数量				賞味・消費期限	備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	総重量	ケース数		
1									年 月 日
2									年 月 日
3									年 月 日
4									年 月 日
5									年 月 日
6									年 月 日
7									年 月 日
8									年 月 日
9									年 月 日
10									年 月 日

次ページ あり/なし (/)

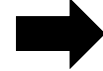
緊急支援物資輸送 要請／発注票

記入・提出日： 年 月 日

(要請/発注担当者印・サイン)

(提供担当者印・サイン)

発注/ 要請元	(自治体名)	
	(担当者名)	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	



物資 提供者	(組織名)	
	(担当者名)	(電話番号)
	(FAX番号)	
	(E-mail)	

納入先	(施設名)	
	(住所)	
	(受取担当者名)	(電話番号)
	(FAX番号)	
	(E-mail)	



備考 (管理項目)	
----------------------	--

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
	品目			数量		備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

次ページ あり／なし (/)

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資 在庫管理表

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
	品目			数量		備考
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

次ページ あり／なし (/)

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資 調達可能物資管理表

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

	提供者				物資内訳			数量		備考
	月日	組織名	担当者	連絡先	品目			個数	単位	
					大分類	中分類	小分類			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

